

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年3月31日 |
| 【事業年度】 | 第9期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日） |
| 【会社名】 | ラクオリア創薬株式会社 |
| 【英訳名】 | RaQualia Pharma Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 谷 直樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 |
| 【電話番号】 | 052-446-6100（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役専務執行役員 河田 喜一郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号 |
| 【電話番号】 | 052-446-6100（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役専務執行役員 河田 喜一郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

「(＊)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-------------------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 | 平成26年12月 | 平成27年12月 | 平成28年12月 |
| 事業収益 (千円) | - | 228,044 | 153,895 | - | - |
| 経常損失() (千円) | - | 1,819,699 | 2,116,350 | - | - |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円) | - | 1,108,270 | 638,924 | - | - |
| 包括利益 (千円) | - | 126,389 | 1,686,884 | - | - |
| 純資産額 (千円) | - | 5,746,081 | 4,685,725 | - | - |
| 総資産額 (千円) | - | 6,648,177 | 5,216,496 | - | - |
| 1株当たり純資産額 (円) | - | 423.84 | 314.66 | - | - |
| 1株当たり当期純損失金額() (円) | - | 82.70 | 45.70 | - | - |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | - | 85.9 | 89.6 | - | - |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 2,179,215 | 2,081,026 | - | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 951,847 | 796,123 | - | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 309,275 | 761,766 | - | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | 4,035,228 | 2,004,295 | - | - |
| 従業員数 (人) | - | 74 | 72 | - | - |
| (外、平均臨時雇用者数) | (-) | (16) | (15) | (-) | (-) |

(注) 1. 当社は、第6期及び第7期は連結財務諸表を作成しておりましたので、連結経営指標等を記載していません。

- 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当事業年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
- 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
- 自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載していません。
- 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 | 平成26年12月 | 平成27年12月 | 平成28年12月 |
| 事業収益 (千円) | 28,978 | 227,618 | 153,895 | 145,500 | 705,235 |
| 経常損失 () (千円) | 2,891,267 | 1,848,557 | 1,942,282 | 1,795,216 | 720,705 |
| 当期純損失 () (千円) | 2,905,463 | 1,136,856 | 464,575 | 1,854,353 | 728,117 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 8,489,850 | 8,627,912 | 8,952,367 | 9,806,225 | 2,237,588 |
| 発行済株式総数 (株) | 13,267,200 | 13,557,200 | 14,857,200 | 18,767,200 | 18,767,200 |
| 純資産額 (千円) | 5,310,417 | 5,717,494 | 4,831,488 | 4,514,364 | 3,788,027 |
| 総資産額 (千円) | 5,501,134 | 6,613,060 | 5,202,124 | 4,752,112 | 4,019,314 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 400.27 | 421.73 | 324.47 | 239.96 | 201.06 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純損失金額 () (円) | 219.00 | 84.83 | 33.23 | 116.45 | 38.80 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 96.5 | 86.0 | 92.7 | 94.8 | 93.9 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 2,728,824 | - | - | 2,116,533 | 680,939 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 3,741,497 | - | - | 665,915 | 441,418 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | 1,701,710 | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 4,889,989 | - | - | 2,243,276 | 1,087,356 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 81 (15) | 70 (16) | 70 (15) | 64 (14) | 50 (8) |

- (注) 1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、第6期及び第7期は連結財務諸表を作成しているため、第6期及び第7期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。
6. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

2【沿革】

| | |
|----------|---|
| 平成20年 2月 | 医薬品の研究開発を目的として、愛知県知多郡武豊町にラクオリア創薬株式会社（資本金 1 百万円）を設立 |
| 平成20年 7月 | ファイザー株式会社中央研究所（愛知県知多郡武豊町）の閉鎖に伴い、従業員の一部が移籍するとともに、研究機器等の設備を有償にて譲り受け、事業を開始 |
| 平成22年 8月 | 丸石製薬株式会社とEP4拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての日本及び東アジア地域における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成22年 9月 | CJ CheilJedang Corporation（韓国、現CJ HealthCare Corporation、以下「CJ社」）とカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004及びRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成22年12月 | Aratana Therapeutics, Inc.（米国、以下「アラタナ社」）とEP4拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての全世界における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成23年 3月 | 明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）とジプラシドン（RQ-00000003）の日本における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成23年 7月 | 大阪証券取引所JASDAQ（グロース、現東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場 CJ社と5-HT4部分作動薬（RQ-00000010）の韓国、中国（香港を含む）、台湾、インド及び東南アジア地域における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成24年10月 | 味の素製薬株式会社（現EAファーマ株式会社）と特定のイオンチャンネルに関する共同研究契約を締結 |
| 平成25年11月 | 旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャンネルに関する共同研究契約を締結 |
| 平成25年12月 | H. ルンドベックA/S（デンマーク）と当社が保有する特定の知的財産の全世界における使用権を許諾する特許ライセンス契約を締結 |
| 平成26年 2月 | 国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」）と産学協同研究部門「薬効解析部門」設置に関する契約を締結 |
| 平成26年 5月 | ヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター（米国、Virginia Commonwealth University, Parkinson's and Movement Disorders Center、以下「VCU」）と5-HT4受容体部分作動薬（RQ-00000010）について、パーキンソン病患者に併発する胃不全麻痺に対する有効性評価を目的とした医師主導治験の実施に関する共同研究契約を締結 |
| 平成26年 6月 | 本社機能を愛知県知多郡武豊町より名古屋市中村区に移転 |
| 平成26年 9月 | 創薬研究部門生物研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（名古屋大学内）に移転 |
| 平成26年11月 | CJ社とカリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004及びRQ-00000774）の東南アジア地域における商用化に関する導出契約を締結 |
| 平成27年 2月 | 名古屋大学と産学協同研究講座「薬剤科学・分析科学講座」及び「新薬創成科学講座」設置に関する契約を締結 |
| 平成27年 7月 | 経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」認定取得 |
| 平成27年 8月 | 創薬研究部門化学研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（名古屋大学内）に移転 |
| 平成27年12月 | XuanZhu Pharma Co.,Ltd（中国）と特定のイオンチャンネルに関する共同研究契約を締結 |
| 平成28年 3月 | アラタナ社がEP4拮抗薬（RQ-00000007、Galliprant®）について米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration、以下「FDA」）より、犬の変形性関節症に伴う痛みと炎症の治療薬として承認を取得 |
| 平成28年 5月 | アラタナ社がグレリン受容体作動薬（RQ-00000005、Entyce®）について、FDAより、犬の食欲不振症治療薬として承認を取得 「大学発創薬シーズの実用化に向けた高品質かつ効率的な評価系を構築するための研究開発」事業が愛知県平成28年度「新あいち創造研究開発補助金」に採択 |
| 平成28年 8月 | VCUによる5-HT4部分作動薬（RQ-00000010）の医師主導治験において、パーキンソン病患者への投薬が開始 |

3【事業の内容】

当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

(1) 事業の概要

当社は、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物（*）の知的財産権を製薬会社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

当社の事業の背景

製薬産業は、中国を始めとする新興国市場の需要拡大や多様化する医療ニーズへの対応等により、今後も更なる成長が見込まれております。その一方で、既存医薬品の特許切れによるジェネリック医薬品の参入、医療保険の適用基準の厳格化の影響等により、今後、医薬品販売高の成長率は鈍化するといった指摘もあります。

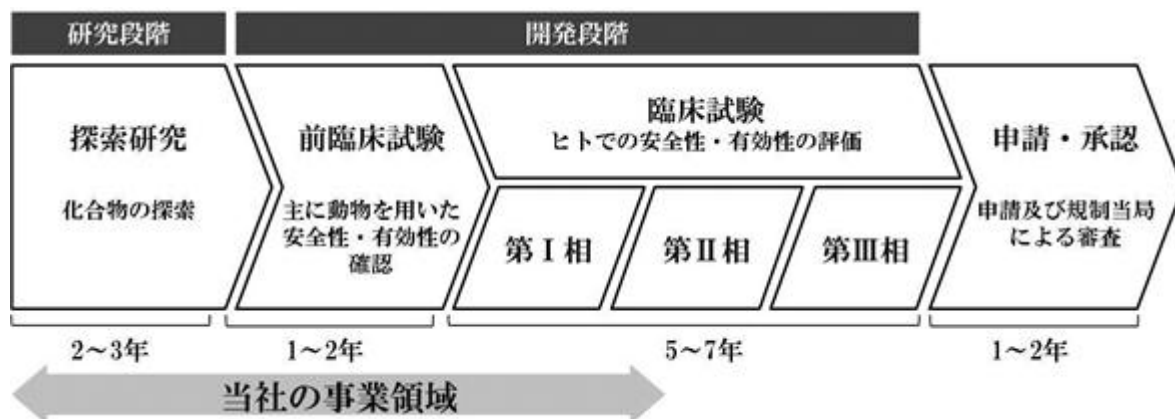
しかしながら、大手製薬会社の大型医薬品の特許切れが続いていることから、特許切れに伴う収益減少を補完するため、これらの製薬会社にとって、新たな医薬品の開発が重要な課題となっております。近年臨床試験の厳格化等により、臨床試験の規模の拡大に伴う開発期間の長期化により、製薬会社の研究開発費が増加する傾向にある一方で、新薬の承認取得数は減少傾向にあるため、新薬開発の効率化が製薬会社の課題となっております。

このような状況の中、製薬会社は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発候補化合物を外部から導入して、パイプラインを充実させる傾向にあります。

当社は研究開発型の創薬企業としてこうした製薬会社の期待に応えるべく、前身であるファイザー株式会社中央研究所（以下、「ファイザー社中央研究所」）にて蓄積した創薬研究に係る経験及びノウハウを活用し、事業を展開しております。

医薬品研究開発の一般的進行（*）及び当社の事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、薬価基準収載（*）を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



（注）医薬品の研究開発における標準的な各段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社は、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び臨床試験段階（うち一部）を主たる事業分野としております。臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて前期第 相臨床試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出することを基本としております。

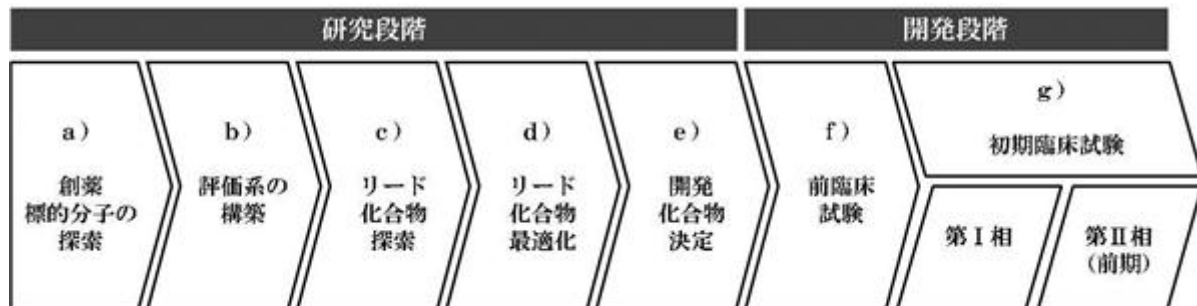
低分子化合物医薬への特化

当社は、低分子化合物医薬に係る研究開発を行っております。近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社においては、低分子化合物医薬において高い専門性を有していることから、当面は低分子化合物医薬を中心とした研究開発を推進していく方針であります。

研究開発活動

(A) 研究開発の概要

当社の研究開発部門が行っている研究開発の概要とその流れは、以下のとおりであります。当社では、創薬標的分子（*）の探索から初期臨床試験（主として第 Ⅰ相臨床試験まで、必要に応じて第 Ⅱ相臨床試験）まで、博士・修士号を有した研究者を中心にこの業務を推進しております。



(B) 当社の研究開発体制

当社は、前身であるファイザー社中央研究所の創薬研究に係る主要な機能を引き継いでおります。当社は、研究領域において豊富な知識、経験及びノウハウを有する従業員が在籍するほか、ファイザー株式会社より研究機器等の研究設備を譲り受けるなど、国内外の研究機関に引けを取らない創薬研究開発環境が構築されております。

a) プロジェクトを中心とした研究開発体制

当社の研究開発体制は、組織横断的なプロジェクトを単位として運営されており、迅速な意思決定及び業務の遂行を可能にしております。実際の業務は、プロジェクト単位で協議し決定され、特に重要な方針に関わる場合は、プロジェクトから経営戦略委員会へ提案が行われ、その決定は速やかにプロジェクト活動に反映されます。

b) 研究・開発・営業活動の一体化

当社においては、探索研究から開発そして導出に至るまで、プロジェクトチームが一貫して主体性を持ち、組織横断的に業務を実施しております。これにより、一貫した研究・開発、導出計画の下、必要な情報を随時共有し、適切な情報をタイムリーに導出先企業に提供することを可能としております。

(C) 研究開発ポートフォリオ（*）による展開

当社の研究開発は、創薬の初期段階を担うものであり、少数の限られたプロジェクトを選択して経営資源を集中することにより、研究開発ポートフォリオを拡充し、製薬会社等へ開発候補化合物を導出していくことに重点を置いたものであります。

医薬品開発は、研究開発のいずれの段階においても、安全性、有効性及び薬物動態（*）並びにその他の開発上の問題から中止される可能性があります。当社においては、探索段階から海外市場において上市済みのものまで、各段階のプロジェクトを保有しており、さらに、自社の探索研究から新たな開発化合物を継続して創出する能力を備えていることから、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオを拡充するとともに、開発リスクを低減し、より安定した事業の遂行を図りたいと考えております。

導出活動

当社の導出活動は、前臨床試験及び臨床試験を通じて、ヒトにおける安全性及び有効性が評価可能となった段階にて、開発化合物を製薬会社へ導出することを基本としてきました。しかしながら、近年の各製薬会社等の動向は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な化合物を、研究開発の段階を問わず、創薬ベンチャー企業や大学などの研究機関等に求めるケースが増加していることから、当社は、初期探索段階から臨床開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオのすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しております。

また、当社の研究開発ポートフォリオは、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、一方では、それに捉われることなく、各プロジェクトの特性と導出先である製薬会社等のニーズに応じて、日本・東アジア・米国・欧州等の地域ごとの導出、あるいは剤形（経口剤、注射剤、局所用剤）ごとの導出、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

当社の収益

当社の収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物を製薬会社等に導出することにより獲得するものであり、その概要は以下のとおりであります。

| 収 益 | 内 容 |
|-----------|---|
| 契約一時金収入 | 契約締結時に、当社が提供するそれまでの研究成果の対価等として受け取る収入 |
| マイルストーン収入 | 契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）または売上の進捗（契約書に規定された売上高の達成）に応じて受け取る収入 |
| ロイヤルティ収入 | 医薬品の上市後に販売額の一定料率を受け取る収入 |
| 研究協力金収入 | 共同研究で設定された条件に従って、共同研究の開始に伴い当社のそれまでの研究成果を提供する対価等として受け取る収入及び共同研究の期間中に提供する役務等の対価等として受け取る収入 |

事業系統図

当社の事業の系統図は、以下のとおりであります。



(2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ

当社の研究開発対象領域

当社は、前身であるファイザー社中央研究所から引き続き、主として疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の中核として位置付けており、当該領域における豊富なノウハウを蓄積しております。当該2つの事業領域に関して、医薬品としての全世界の市場規模は拡大傾向にあり、今後も市場成長が見込まれるものと想定しており、これらの領域を中心に研究開発を推進していく方針であります。

当社のポートフォリオ及び研究開発の状況

一般的に医薬品の研究開発は長期に渡って多額の資金を必要とされています。当社は、研究開発に係るリスク軽減を目的として、当社保有の開発化合物について「選択と集中」を図っております。

具体的には、当社が強みを持つ探索段階から第 相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラムを「導出準備プログラム」、第 相臨床試験を中心に導出先が主軸となって開発を進めるプログラムを「導出済みプログラム」と定義しております。また、探索ステージを基本的に当社と製薬会社、双方が強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラムを「共同研究プログラム」と定義しております。

当事業年度末現在の主な「導出準備プログラム」及び「導出済みプログラム」、「共同研究プログラム」の状況は、以下のとおりであります。

(A) 導出準備プログラム

当事業年度末現在、「導出準備プログラム」は以下のとおりであります。当社は、これらのプロジェクトに関して一部導出済みの契約を除き、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

| プログラム | 化合物コード (注) | 想定適応症 | 研究開発段階 |
|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|------------------|
| カリウムイオン競合型 アシッドブロッカー (P-CAB) | RQ-00000004 (tegoprazan) | 胃食道逆流症 | 第 相臨床試験終了(日本、米国) |
| | RQ-00000774 | 胃食道逆流症 | 探索段階終了 |
| 5-HT4部分作動薬 | RQ-00000010 | 胃不全麻痺 機能性胃腸症 慢性便秘 | 第 相臨床試験終了(英国) |
| 5-HT2B拮抗薬 | RQ-00310941 | 下痢型過敏性腸症 候群(*) | 第 相臨床試験実施中(英国) |
| 細胞壁ペプチドグリカン 合成阻害薬 | RQ-00000002 (dalbavancin) | MRSA感染症 | 前臨床試験終了 |
| 1,3-β-D-グルカン合成 阻害薬 | RQ-00000001 (anidulafungin) | カンジダ症 | 前臨床段階終了 |
| モチリン受容体作動薬 | RQ-00201894 | 胃不全麻痺 機能性胃腸症 術後イレウス | 前臨床試験終了 |
| TRPM8遮断薬 | RQ-00434739 | 神経障害性疼痛 | 前臨床試験準備中 |
| グレリン受容体作動薬 | RQ-00433412 | 癌に伴う食欲不 振・悪液質 | 前臨床試験準備中 |
| 選択的ナトリウムチャ ネル遮断薬 | - | 炎症性・神経障害 性疼痛 | 探索段階実施中 |

(注) 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

(B) 導出済みプログラム

当事業年度末現在、当社の導出済みのプログラムの状況は、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

[ヒト領域]

| プロジェクト | 化合物コード (注) 1 | 想定適応症 | 研究開発段階 | 権利地域 | 導出先 |
|---|------------------------------|--------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------------------------|
| D2および5-HT _{2A} 拮抗薬 | RQ-00000003 (ziprasidone) | 統合失調症 | 第 相臨床試験 実施中(日本) | 日本 | Meiji Seika ファルマ株式会社 |
| カリウムイオン 競合型アシッド ブロッカー (P- CAB) | RQ-00000004 (tegoprazan) | 胃食道逆流症他 | 第 相臨床試験 実施中(韓国) | 韓国他 (注) 2 | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| | RQ-00000774 | 胃食道逆流症他 | 探索段階 終了 | | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| EP4拮抗薬 | RQ-00000007 (grapiprant) | 術後疼痛 (注射剤) | 前臨床試験 準備中 | 日本及び 中国、韓国、 台湾 | 丸石製薬株式会社 株式会社AskAt |
| | | 変形性関節症 | 第 相試験 準備中(中国) | 全世界 (注) 3 | |
| | 自己免疫疾患、アレ ルギー、がん | 第 相臨床研究 準備中(米国、 がん) | | | |
| | RQ-00000008 | 変形性関節症、自己 免疫疾患、アレ ルギー、がん | 前臨床試験 終了 | | |
| 5-HT ₄ 部分作動 薬 | RQ-00000009 | アルツハイマー病 | 第 相臨床試験 (注) 4 | 全世界 | |
| | RQ-00000010 | 消化管疾患 | 前臨床試験 終了 | 韓国他 (注) 5 | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| シクロオキシゲ ナーゼ - 2 (COX-2)阻害薬 | RQ-00317076 | 急性痛 | 第 相臨床試験 (注) 6 | 全世界 | 株式会社AskAt |

- (注) 1 . 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。
- 2 . 韓国、中国(香港を含む)、台湾及び東南アジア
- 3 . 注射剤については、日本、中国、韓国、台湾を除きます。
- 4 . 米国ファイザー社において、第 相臨床試験を終了しております。
- 5 . 韓国、中国(香港を含む)、台湾、インド及び東南アジア
- 6 . 米国ファイザー社において、前期第 相臨床試験を実施しました。

[動物領域]

| プロジェクト | 化合物コード (注) 1 | 想定適応症 | 研究開発段階 | 権利地域 | 導出先 |
|----------------|-------------------------------|---------------|-----------------|--------------|---------------------------------------|
| グレリン受容体 作動薬 | RQ-00000005 (capromorelin) | 体重減少、 食欲不振 | 承認取得 (米国) | 全世界 | Aratana Therapeutics, Inc. (米国) |
| EP4拮抗薬 | RQ-00000007 (grapiprant) | 変形性関節症 | 承認取得 (米国、欧州) | 全世界 (注) 2 | |

- (注) 1 . 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。
- 2 . 注射剤については日本、中国、韓国、台湾を除きます。

(C) 共同研究プログラム

当事業年度末現在、製薬会社等との共同研究プログラムは、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

| プロジェクト | 化合物コード | 共同研究先 | 研究開発段階 |
|--------------------------------|--------|-------------------------|----------|
| 消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 | | EAファーマ株式会社(注) | 探索研究を実施中 |
| 疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究 | | インタープロテイン株式会社 | 探索研究を実施中 |
| 疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 | | XuanZhu Pharma Co., Ltd | 探索研究を実施中 |
| 疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 | | 旭化成ファーマ株式会社 | 探索研究を実施中 |

(注) 平成28年4月1日付で味の素製薬株式会社はエーザイ株式会社の消化器疾患領域事業を統合し、味の素製薬株式会社を承継会社とする新統合会社EAファーマ株式会社となりました。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 50(8) | 44.8 | 6.6 | 7,241,664 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載していません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

<用語解説> (アルファベット、50音順)

* GLP、GCP、GMP

医薬品の製造・輸入承認申請のための安全性試験、臨床試験、あるいは発売後の医薬品等の品質確保のために省令で定められている基準であります。

| | | |
|--|----------------|---|
| GLP (Good Laboratory Practice) | 非臨床試験の実施基準 | 医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われる安全性試験データの信頼性を確保するための基準。 |
| GCP (Good Clinical Practice) | 臨床試験の実施基準 | 医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われるヒトを対象とした臨床試験が、倫理的及び科学的に適正に実施されることを目的として定められた基準。 |
| GMP (Good Manufacturing Practice) | 製造管理 / 品質管理の基準 | 品質の高い医療品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般に亘り、製造者が守るべき要件を定めた基準。 |

(注) GLP、GCP、GMPは、日本(厚生労働省)では、それぞれ医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(GLP省令)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)と呼びます。

* GPCR

Gタンパク質共役型受容体(G-protein-coupled receptor)の略称であり、細胞膜を7回貫通するという構造的特徴を有しており、7回膜貫通型(7TM)受容体とも呼ばれております。細胞外側にセロトニン、ヒスタミン、アドレナリン等に代表されるリガンド結合部位が存在し、細胞内側にGタンパク質が結合する部位を有して、細胞外の化学的情報を細胞内に伝達する機能を有する膜タンパク質であります。

* MRSA (メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)

Methicillin-resistant Staphylococcus aureusの略称であります。薬剤耐性菌の代表格であり、ペニシリンの一種であるメチシリンが効かなくなった黄色ブドウ球菌のことを言います。

今では多くの抗生物質に抵抗性を示すようになり、治療が困難となっており、免疫力の衰えた人が感染すると、呼吸器感染症、敗血症等を発症し、致死率も高くなります。治療には専用の抗生物質を処方することが必要になります。

* イオンチャネル

イオンチャネルは細胞膜に存在する蛋白分子であり、細胞内外間のイオンの通路を形成しております。GPCR(*)が細胞膜を介して情報伝達を行うのに対して、イオンチャネルはイオンそのものを輸送することによって膜電位変化を電気信号へと変換し、筋肉の収縮や様々な伝達物質の放出を誘発するものであります。

* 胃食道逆流症(GERD)

Gastroesophageal Reflux Diseaseの略称であり、胃内容物、特に胃酸が食道内に逆流することによって胸焼け等の特徴的な症状をもたらす疾患であります。下部食道粘膜に粘膜傷害が認められる逆流性食道炎(RE: Reflux Esophagitis)と内視鏡的に粘膜傷害を認めない内視鏡陰性GERD(NERD: Non-erosive Reflux Disease)に分類されます。

* 医薬品研究開発の一般的進行

(A) 探索研究

新薬のもととなる開発候補化合物(*)を探し出す研究を探索研究と言います。疾患の原因となる標的分子の探索、疾患と標的分子の関係を反映する評価系の構築、ハイスループット・スクリーニング(HTS)(*)等を用いたリード化合物の探索、有効性・安全性等の様々な観点によるリード化合物の最適化が実施されます。幾度にも亘り、検討、合成、評価の作業を繰り返すことで、より医薬品としての可能性が高い化合物を作り上げます。

(B) 前臨床試験

開発化合物を特定した後、ヒトにおける試験を行うために十分な安全性と有効性があることを確認することを目的として、主に動物を用いて行われる毒性試験(*)、薬効薬理試験、薬物動態試験等の試験を前臨床試験と言います。また、種々の試験と並行し、開発化合物の製造法の開発やヒトへどのような形で投与するか(錠剤、カプセル剤、注射剤等)についても検討を行います。

(C) 臨床試験

前臨床試験の結果、開発化合物が有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、ヒトにおける臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、以下の3段階の試験によって、用法、用量、有効性及び安全性を評価します。

a) 第 相臨床試験

少人数の健常ボランティアを対象に、開発化合物の投与量を低用量から徐々に上げていき、ヒトにおける安全性及び体内での動き(吸収、排泄等)の検討を行います。

b) 第 相臨床試験

比較的少人数の患者を対象に、目標適応症における効果及び安全性を検討し、最適な投与量や投与方法等を設定します。

c) 第 相臨床試験

臨床試験の最終段階として、患者を対象とした大規模な臨床試験を実施します。様々な背景を持つ多数の患者に投与することで、有効性及び安全性をより実際の治療に近い形で検証します。

(D) 申請・承認

臨床試験により有効性と安全性が確認された新薬について、規制当局（日本の場合は厚生労働省、米国の場合は米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等）へ製造販売承認の申請を行います。規制当局は提出された膨大なデータを検討し、医薬品としての販売の認可・不認可を判断します。

* 開発化合物

探索研究が終了し、開発段階に進める化合物を一つに絞り込み、開発プロジェクトとして前臨床開発をスタートした時点以降、その化合物を開発化合物と言います。

* 開発候補化合物

探索研究の後期において、少数の化合物の中から開発化合物を選定する段階で、開発化合物の候補となる化合物を開発候補化合物と言います。

* 化合物ライブラリー

ある目的のために集められた化合物の集合体そのもの、あるいは保管庫や検索システムのように必要に応じて利用するための仕組みを指します。

* 過敏性腸症候群（IBS）

Irritable Bowel Syndromeの略称であり、主として大腸の運動及び分泌機能の異常で起こる病気の総称であります。主な症状は慢性的な腹痛や腹部不快感と便通異常であり、腸の器質的変化を伴わないことが特徴とされております。病型として便秘型（IBS-C）、下痢型（IBS-D）、混合型（IBS-M）、分類不能型があります。

* 機能性胃腸症（FD）

Functional Dyspepsiaの略称であり、上腹部の不快感がありながら、内視鏡検査等で潰瘍等明らかな器質的病変が認められない疾患であります。日本では長い間、胃炎という病名で呼ばれてきたものであり、機能性ディスペプシアとも呼ばれております。

* 毒性試験

ヒトに投与する量に関する情報、安全な投与期間に関する情報、薬物の生理学的並びに毒性的作用の特徴に関する情報を得るために行われる動物を用いた試験のことを言います。

* ハイスループット・スクリーニング（HTS）

ロボット等の自動化された装置を用いて、薬としての効果や毒性についての評価試験を高速かつ大量に実施する方法のことです。1日に何万個もの化合物を評価することによって、膨大な数の化合物ライブラリー（*）の中から、短期間で効率よくリード化合物を見つけ出すことができます。

* 標的分子

病気に関わっている酵素等のタンパク質で、薬が働きかける相手（標的）となるものであります。

* ポートフォリオ

当社が保有しているプロジェクト、すなわち研究から開発、導出までの異なった段階における複数のプロジェクトの総称であります。

* 薬物動態

医薬品がヒトや動物に投与された後、どのように吸収され、組織に分布し、小腸や肝臓中の酵素により代謝され、排泄されるかを、薬物の濃度、その時間に対する変化等から解析することを言います。

また、開発化合物について、このような性質を検討するために行われる動物を用いた試験のことを薬物動態試験と言います。

* 薬価基準収載

医療用医薬品として製造・輸入承認を受けた新薬が医療保険の適用を受けるためには、薬価基準へ採用されること（収載）が必要になります。製薬会社が新薬の保険適用を厚生労働省へ申請した後、保険適用が認められた場合は、中央社会保険医療協議会で薬価が決まり、薬価基準に収載されます。

* リード化合物

創薬標的分子に作用し、疾患モデルの動物を用いた試験でも効果を示すことが確認された新薬のタネとなる化合物のことです。この先、さらに効果や安全性が改善されて開発候補化合物となります。

第2【事業の状況】

「(＊)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、9年半ぶりに利上げを実施した堅調な米国経済に支えられ、輸出企業を中心に景気は緩やかな回復基調で推移している一方、平成28年11月8日に実施された第58回米国大統領選挙において選出された米国ドナルド・トランプ次期大統領による経済政策に対する警戒感や欧州の政治的混乱、中国をはじめとする新興国の減速懸念等もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

製薬業界におきましては、厚生労働省による医療費抑制策が進められており、平成28年度の薬価基準改定において薬価ベースで6.47%と大幅に薬価が引き下げられた他、一部の革新的な医薬品において期中にも関わらず薬価引き下げを行うなど極めて異例の厳しい事業環境に直面しております。このため製薬各社におきましては、医薬品の開発候補化合物の厳選化を一層進めており、当社のような創薬ベンチャー企業のライセンス活動におきましても少なからず影響が生じております。

このような環境下において、当社は医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充及びそれら開発化合物の導出を目指し、研究開発活動及び営業活動に取り組んでまいりました。

導出先の臨床試験の状況につきましては、CJ HearthCare Corporation（韓国、以下、「CJ社」）に導出したカリウムイオン競合型アシッドプロテクター（RQ-00000004、以下「tegoprazan」）については、韓国における第 相臨床試験が順調に進められております。またCJ社において中国での臨床試験の開始に向けて準備が進められております。Meiji Seika ファルマ株式会社（以下、「Meiji Seika ファルマ社」）に導出した第二世代（非定型）統合失調症治療薬ジプラシドンについては、日本における第 相臨床試験が順調に進んでおります。

Aratana Therapeutics Inc.（米国、以下「アラタナ社」）に導出した犬の変形性関節症に伴う痛みの治療薬 Galliprant®及び犬の食欲不振症治療薬Entyce®の2剤については、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration、以下「FDA」）より承認を取得し、平成29年12月期の発売開始に向けて準備が進められております。Galliprant®につきましては、アラタナ社は、Eli Lilly and Companyの動物薬部門であるElanco Animal Health（以下、「エランコ社」）と全世界における戦略的提携を締結した他、欧州医薬品庁（European Medicines Agency、以下「EMA」）に欧州承認申請も行っております。Entyce®につきましては、アラタナ社は、平成28年12月に猫における長期毒性試験を開始し、猫の食欲不振治療薬としての開発も進められております。

当社実施の臨床試験の状況につきましては、日本におけるtegoprazanの第 相臨床試験が平成27年8月に終了し、胃食道逆流症治療の既存薬と比べて速やかに胃酸分泌抑制効果があることが確認されました。引き続き導出に向けた取り組みを進めてまいります。このほか、下痢型過敏性腸症候群（IBS-D）を適応症として開発中の5-HT_{2B}拮抗薬（RQ-00310941）の英国における第 相臨床試験は順調に進んでおります。

臨床研究につきましては、共同研究先であるヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター（米国、Virginia Commonwealth University, Parkinson's and Movement Disorders Center、以下「VCU」）による、当社5-HT₄部分作動薬（RQ-00000010）の医師主導試験において、パーキンソン病患者への投薬が開始されました。

この他、神経障害性疼痛を主たる適応症として進めてきたTRPM8遮断薬のプロジェクでは、開発候補化合物（RQ-00434739）の特性評価を完了し、平成28年8月の取締役会において前臨床段階への移行を承認いたしました。

産学連携面では、新たに岐阜薬科大学生体機能解析学講座薬効解析学研究室（原英彰教授兼副学長）との網膜疾患治療薬に関する共同研究、及び名古屋大学環境医学研究所分子代謝医学分野（菅波孝祥教授）と、非アルコール性脂肪肝炎（NASH: Non-alcoholic steatohepatitis）治療薬に関する共同研究について契約を締結し、積極的な産学連携による共同研究活動が進んでおります。

以上の結果、当事業年度の業績は、事業収益705百万円、営業損失759百万円、経常損失720百万円、当期純損失728百万円となりました。なお、事業費用の総額は1,465百万円であり、その内訳は、支払ロイヤルティ117百万円を事業原価に計上したほか、研究開発費796百万円、その他の販売費及び一般管理費551百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ1,155百万円減少し、1,087百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、680百万円(前事業年度は2,116百万円の使用)となりました。これは主に、税引前当期純損失722百万円及び減価償却費79百万円のほか、利息及び配当金の受取額61百万円、特別退職金の支払額32百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、441百万円(前事業年度は665百万円の回収)となりました。これは主に、保有する有価証券の償還による収入300百万円及び投資有価証券の償還による収入185百万円があったものの、投資有価証券の取得による支出426百万円、定期預金の預入による支出323百万円及び有価証券の取得による支出200百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした(前事業年度は1,701百万円の調達)。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載していません。

(2) 受注実績

当社は研究開発を主体としており、受注生産を行っていませんので、受注実績は記載していません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) | 前年同期比(%) |
|--------------|---|----------|
| 事業収益 合計 (千円) | 705,235 | 484.7 |

(注) 1. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、それぞれ以下のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) | |
|----------------------------|---|-------|---|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| Aratana Therapeutics, Inc. | - | - | 646,235 | 91.6 |
| 旭化成ファーマ株式会社 | 99,000 | 68.0 | 50,000 | 7.1 |
| XuanZhu Pharma Co., Ltd. | 20,000 | 13.7 | 9,000 | 1.3 |
| CJ HealthCare Corporation | 20,000 | 13.7 | - | - |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

(1) 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。我が国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社は平成26年度から名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。当社では、以下の方策を採ってまいります。

- ・独自の評価系及びデータベース等を活用した開発化合物の早期創出と新規適応症の拡大
- ・イオンチャネル創薬における当社の強みを活かした共同研究による開発化合物の早期創出
- ・産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の拡充

(2) リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社は、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・導出準備プログラム：当社が強みを持つ探索段階から第 相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・導出済みプログラム：第 相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社がサポートをメインに行うプログラム
- ・共同研究プログラム：探索ステージを基本に当社と製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

(3) 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社が有する開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し導出を行う必要があります。現在、当社はこれを最重要課題として様々なチャネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。導出後は、一日も早い製品上市を目指して導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

(4) 財務基盤の強化

当社のような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を行うなど、資金調達の多様化を図ってまいります。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

(5) 人材の獲得

当社の経営資源の第一は、人であると考えています。今後、新薬の探索及び開発、適応拡大を進捗させるために、適切な人材を適宜、確保していく予定であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。これらリスクの顕在化に伴う問題が生じた場合には、当社の事業展開、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性が、状況によっては事業存続が困難になる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業の内容について

医薬品の研究開発を取り巻く環境について

一般的に医薬品の研究開発は探索研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、巨額の研究開発費用が必要とされる一方、成功確率は他産業に比して極めて低いものとされています。また、研究開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法その他関係法令や規則、及びそれに関わる行政指導により、様々な規制を受けております。加えて、医薬品分野は、技術革新が著しい分野でもあります。そのため、品質、有効性および安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない可能性、規制の変更に伴う承認要件の変更の結果、当社あるいは導出先における開発費用の増大や承認取得時期の遅延が発生する可能性、新技術等への対応が遅れる可能性があります。また、これらのリスクは、既に他社に導出した開発品に関しても同様に発生する可能性があります。

競合について

当社は、疼痛疾患及び消化管疾患を重点領域として医薬品の研究開発を行っておりますが、これらの領域においては、多くの製薬会社や創薬ベンチャー企業等による研究開発活動が行われており、当社の研究開発との間に競合関係が生じております。競合品の存在やその研究開発の進捗等が当社の開発化合物の導出等に影響を及ぼす可能性があります。

製薬会社等への導出等による収益獲得について

一般的に、製薬会社等において共同研究の実施や開発化合物の導入に際しての評価・判断は、個々の製薬会社等により異なります。当社が契約締結を企図するプロジェクトや開発化合物が製薬会社等における導入や当社との業務提携の意欲を充足する保証はなく、契約締結に結び付かない、又は契約条件が当社の想定と大きく異なる等の可能性があります。

為替リスクについて

当社は、事業活動をグローバルに展開しており、海外での研究開発活動や海外企業とのライセンスにおいて外貨建取引が存在します。そのため、急激な為替変動によって為替リスクが顕在化する可能性があります。

(2) 社内体制について

小規模組織であることについて

当社は、役員7名（取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、監査等委員である取締役3名）、従業員50名（平成28年12月31日現在）と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社においては、業務上必要な人員の増強及び内部体制の充実を図っていく方針ではありますが、人材流出や代替要員の不在などの問題が生じる可能性があります。

人材の確保について

当社は、事業活動には高度な専門的な知識・技能を持った優秀な人材の確保が必要であると考えております。当社では、このため常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、人材確保に支障が生じる可能性や、優秀な人材が社外に流出する可能性があります。

情報管理体制について

当事業において、研究開発における技術及び知見等は極めて重要性の高いものであり、事業の競争性を確保するものであります。また導出先である製薬会社等と共有する情報等は高い機密性を保持することが要請されます。当社は、情報管理体制の強化に努めておりますが、重要な機密情報の漏洩等を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社の保有する知的財産権について

特許は、出願及び取得した場合においても出願した全てが成立する保証はなく、また特許出願によっても当社の権利を確実に保全できる保証はありません。更に、当社が所有又は使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性や、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難です。

なお、日本その他の国の特許関連法規、或いは各国当局の解釈により、競合他社、或いはその他の組織が当社に補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品等の開発及び販売を行うことができる可能性があります。

職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の改正に伴い、当社では、代表取締役、執行役員及び従業員が協議の上、取締役会決議により「知的財産権管理規程」を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性についての係争を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

(4) 事業における事故やトラブル等のリスクについて

当社の臨床開発における健康被害について

当社は、研究開発活動において、開発化合物の有効性及び安全性を評価するため、前臨床試験を実施した上で、細心の注意を払って臨床試験を実施しております。しかしながら、被験者における重大な健康被害の発生を完全に回避することは困難であり、問題が生じる可能性があります。

研究施設における事故等について

当社は、研究開発活動において、各種化学物質、特に危険物質を取り扱っております。何らかの要因により火災や爆発事故又は環境汚染事故等が発生する可能性があります。

自然災害等のリスクについて

当社が本拠地とする中部地域において、地震（東南海地震含む）、津波又は台風等の自然災害や大規模な事故、火災、テロ等により、当社設備の損壊や各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生する可能性があります。

訴訟の可能性について

当社は、事業を展開する上で、当社の瑕疵又は責任の有無に拘わらず、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起される可能性があります。また、取引関係や労使関係その他において何らかのトラブルが生じた場合、訴訟等に発展する可能性があります。さらに、業務委託先においてコンプライアンス違反が発生した場合、発注元である当社に対しても責任が問われる可能性があります。

(5) 経営上の重要な契約について

「第一部 企業情報、第2 事業の状況、5. 経営上の重要な契約等」に記載した、当社の経営上の重要な契約について、将来、期間満了、解除、中断、延期等、又は当該契約の更新に際し当社にとって不利な改定が行われる可能性があります。

(6) 経営成績及び財政状態について

今後における損失計上の見通しについて

当社は、引き続き多額の研究開発費を先行投資する必要があることから、当面は損失の計上を想定しております。販売計画や研究開発計画が当社の想定どおりに進捗しなかった場合は、想定以上に損失計上が続く可能性があり、その状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。

事業資金の確保について

当社は、研究開発型のバイオベンチャー企業であることから営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが創業以来継続しており、今後も研究開発投資、運転資金及び設備投資等の資金需要が予想されます。適時適切な資金調達ができなかった場合、当社の事業継続が困難となる可能性があります。

(7) ファイザーグループの当社株式の保有及び経営関与に係る方針について

当事業年度末現在、ファイザーグループは、当社株式の7.92%を保有する大株主であります。ファイザーグループによる当社株式の保有は、純投資を目的としたものであり、今後も当社株式を継続保有する意向を有しておりますが、当社株式の買い増し等の考えはないものと認識しております。

また、同グループと当社の間では、役員受入や人員出向等の関係はなく、同社の当社経営への重要な影響は生じておらず、今後も当社経営に積極的に関与する等の考えはないものと認識しております。

しかしながら、将来において、何らかの要因により、ファイザーグループの経営方針や事業戦略等に変更が生じる可能性があります。

(8) 大学及び公的研究機関等との関係について

当社は、新たな技術の導入・移転を目的として、国立大学法人名古屋大学をはじめとする大学や公的研究機関との共同研究を実施しております。企業と大学等との関係は、法令等の改正や組織改正などに影響を受ける可能性があり、その結果共同研究の方向性や権利関係につき当社にとって不利となる変更を余儀なくされる可能性があります。

(9) その他

新株予約権について

当社は、従業員に対するインセンティブ・プランとしてストック・オプション制度を採用しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後ストック・オプションを付与する際に費用が計上されることにより、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

当事業年度末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」）が所有している株式数は2,516,200株存在し、発行済株式総数に占める比率は13.4%であります。一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

他社との戦略的提携・企業買収等の成否について

当社は、競争力の強化及び事業分野の拡大等のため、他社の事業部門の譲り受け、他社の買収、他社との業務提携、合併会社の設立、他社への投資等の戦略的提携など（以下「戦略的提携等」といいます。）を行うことがあります。こうした戦略的提携等において、パートナー企業との思惑に相違が生じて提携・統合が円滑に進まない可能性や、当初期待していた効果が得られない可能性、投資した金額の全部又は一部が回収できない可能性等があります。またパートナー企業が当社の利益に反する決定を行う可能性があり、パートナー企業が事業戦略を変更した場合などには戦略的提携等の関係を維持することが困難になる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 産学協同研究部門（又は講座）の設置に関する契約

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | 産学協同研究部門設置契約 |
| 契約先 | 国立大学法人 名古屋大学 |
| 契約締結日 | 平成26年2月18日 |
| 契約期間 | 平成26年4月1日から3年間 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、名古屋大学 環境医学研究所内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究部門（講座名：薬効解析部門）を設置する。</p> <p>産学協同研究部門の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | 産学協同研究講座設置契約 |
| 契約先 | 国立大学法人 名古屋大学 |
| 契約締結日 | 平成27年2月17日 |
| 契約期間 | 平成27年4月1日から3年間 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、名古屋大学 大学院医学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：薬剤科学・分析化学講座）を設置する。</p> <p>産学協同研究講座の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p> |

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | 産学協同研究講座設置契約 |
| 契約先 | 国立大学法人 名古屋大学 |
| 契約締結日 | 平成27年2月17日 |
| 契約期間 | 平成27年4月1日から3年間 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、名古屋大学 大学院創薬科学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：新薬創成化学講座）を設置する。</p> <p>産学協同研究講座の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p> |

(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT (知的財産権の譲渡及びライセンスに係る契約) |
| 契約先 | Pfizer Inc. (米国) |
| 契約締結日 | 平成20年6月30日 |
| 契約期間 | 平成20年6月30日から50年間 |
| 主な契約内容 | <p>Pfizer Inc.は、探索段階及び開発段階の複数のプロジェクトに関して、知的財産権を当社に譲渡、又は知的財産権の使用を当社に許諾（再許諾する権利を含む）する。</p> <p>当社は、Pfizer Inc.に対し、並びに下記「ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」、「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」及び「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」の対価を支払う。</p> <p>上記の対象となった複数の化合物のうち特定の化合物に関して、当社はPfizer Inc.に対し、ロイヤルティを支払う。</p> |

(注) 上記の対価については、平成20年7月14日に支払を完了しております。

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT (アニデュラファンギンの開発・販売権に係る契約) |
| 契約先 | Pfizer Inc. (米国) |
| 契約締結日 | 平成20年6月30日 |
| 契約期間 | 平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで |
| 主な契約内容 | <p>Pfizer Inc.は、当社にアニデュラファンギンの日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。</p> <p>当社は、本化合物の特許権を所有するEli Lilly and Companyに対して、国内承認時にマイルストーン、上市后にロイヤルティを支払う。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT (ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の開発・販売権に係る契約) |
| 契約先 | Pfizer Inc. (米国) |
| 契約締結日 | 平成20年6月30日 |
| 契約期間 | 平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで |
| 主な契約内容 | <p>Pfizer Inc.は、当社にジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。</p> |

(注) ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利は、平成23年3月14日付で一定の対価の受領と引き換えに、Meiji Seikaファルマ株式会社に再許諾しております。契約内容の詳細については、後述「(5) 権利の再許諾に関する契約 ライセンス契約」に記載のとおりであります。

(3) 権利の譲渡に関する契約

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約) |
| 契約先 | 株式会社AskAt |
| 契約締結日 | 平成25年1月29日 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant) に関するすべての知的財産権を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000007 (grapiprant) により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

(注) 本契約の締結に関わらず、当社は平成22年8月4日付けで丸石製薬株式会社と、また平成22年12月27日付けで Aratana Therapeutics, Inc. と締結した各導出契約上の地位は株式会社AskAtに委譲しません。なお、各企業との当該導出契約の詳細については、後述「(4) 導出に関する契約 EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant)」のそれぞれ「ライセンス契約」「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約)」に記載のとおりであります。

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約) |
| 契約先 | 株式会社AskAt |
| 契約締結日 | 平成25年1月29日 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、株式会社AskAtに対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000008) に関するすべての知的財産権を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000008により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約) |
| 契約先 | 株式会社AskAt |
| 契約締結日 | 平成25年1月29日 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、株式会社AskAtに対して、シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076) に関するすべての知的財産権、関連するデータ及び当該化合物原体を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00317076により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約) |
| 契約先 | 株式会社AskAt |
| 契約締結日 | 平成25年1月29日 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、株式会社AskAtに対して、5-HT4部分作動薬 (RQ-00000009) に関するデータ及び研究に必要な化合物を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000009により得た収益の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約) |
| 契約先 | 株式会社AskAt |
| 契約締結日 | 平成27年11月1日 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、株式会社AskAtに対して、CB2拮抗薬プロジェクトに関する全ての知的財産権及び関連するデータ並びに化合物原体を譲渡する。</p> <p>本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtが当該プロジェクトにより得た収益の一定料をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

(4) 導出に関する契約

EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant)

本開発化合物は、Pfizer Inc.より譲渡を受けたものであり、当社が第三者に権利を導出する場合、導出によって得られる収益 (契約一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤルティ収入等) に一定の料率を乗じた金額をPfizer Inc.に支払う旨、平成20年6月30日付「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」で当社とPfizer Inc.との間で合意しております。なお、「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」の詳細については、前述「(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約」に記載のとおりであります。

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | ライセンス契約 |
| 契約先 | 丸石製薬株式会社 |
| 契約締結日 | 平成22年8月4日 |
| 契約期間 | 契約締結日から丸石製薬株式会社又は同社の再許諾先による本開発化合物の開発、製造及び販売が終了するまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、丸石製薬株式会社に対して、剤形を注射剤とするEP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant) の日本及び東アジア (韓国・中国・台湾) 地域におけるヒト及び動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>丸石製薬株式会社は、の権利について、日本及び東アジア以外のアジア諸国並びに欧米各国を契約地域に加えるオプション権を持つ。</p> <p>当社は、丸石製薬株式会社への原薬供給に責任を負う。</p> <p>当社は、上記 から の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金、開発ステージに応じたマイルストーンおよび製品販売高に応じたロイヤルティを受領する。また、日本国内での医薬品販売高が一定金額を超えた場合には、インセンティブを受領する。</p> <p>丸石製薬株式会社が日本国外で第三者へ権利を再許諾した場合、当社は、再許諾により同社が受領した収入の一定料率を受領する。</p> |

- (注) 1. 本契約の契約内容の一部変更に伴い、平成22年12月24日付で「ライセンス契約書の一部変更に関する契約書」を締結しており、上記の内容は、当該変更契約の内容を反映しております。
2. 上記 のオプション権のうち、動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権については、当社とAratana Therapeutics, Inc. (米国)との導出契約締結に伴い、消滅しております。なお、同社との導出契約の詳細については、後述「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007」に記載のとおりであります。

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約) |
| 契約先 | Aratana Therapeutics, Inc. (米国) |
| 契約締結日 | 平成22年12月27日 |
| 契約期間 | 契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc.に対して、EP4拮抗薬 (RQ-00000007、grapiprant) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。(但し、日本、韓国、中国及び台湾地域における剤形を注射剤とする動物用医薬品としての権利を除く。)</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc.へ無償で供給する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p> |

(注) 当社は、当事業年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc.の普通株式を保有しております。

グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005、capromorelin)

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000005 (導出契約) |
| 契約先 | Aratana Therapeutics, Inc. (米国) |
| 契約締結日 | 平成22年12月27日 |
| 契約期間 | 契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、Aratana Therapeutics, Inc.に対して、グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005、capromorelin) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc.に無償で供給する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p> |

(注) 当社は、当事業年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc.の普通株式を保有しております。

5-HT⁴部分作動薬 (RQ-00000010)

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | LICENSE AGREEMENT (導出契約) |
| 契約先 | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| 契約締結日 | 平成23年 7月28日 |
| 契約期間 | 契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、5-HT⁴部分作動薬 (RQ-00000010) の韓国、中国 (香港を含む)、台湾、インド及び東南アジア地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p> |

カリウムイオン拮抗型アシッドプロロッカー (RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774)

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | LICENSE AGREEMENT (導出契約) |
| 契約先 | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| 契約締結日 | 平成22年 9月 3日 |
| 契約期間 | 契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、カリウムイオン拮抗型アシッドプロロッカー (RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774) の韓国、中国 (香港を含む) 及び台湾地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、CJ HealthCare Corporationにバックアップ化合物について、上記 と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p> |

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000004 (CJ-12420) AND RQ-00000774 IN SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (導出契約) |
| 契約先 | CJ HealthCare Corporation (韓国) |
| 契約締結日 | 平成26年11月27日 |
| 契約期間 | 契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤルティ支払い義務が終了するまで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、カリウムイオン競合型アシッドブロッカー（RQ-00000004、tegoprazan及びRQ-00000774）の東南アジアにおけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、CJ HealthCare Corporationにバックアップ化合物について、上記 と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 及び の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入及び製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。</p> |

(5) 権利の再許諾に関する契約

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | ライセンス契約（再許諾契約） |
| 契約先 | Meiji Seikaファルマ株式会社 |
| 契約締結日 | 平成23年3月14日 |
| 契約期間 | 契約締結日から契約所定の状況による解約を除き、日本での販売を中止する日まで |
| 主な契約内容 | <p>当社は、Meiji Seikaファルマ株式会社に対して、「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」によりPfizer Inc.より許諾を受けているジブラシドン塩酸塩・ジブラシドンメシル酸塩の日本における開発、販売及び製剤の製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>当社は、上記 の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入、および製品販売高に応じたロイヤルティ収入を受領する。また、日本国内での医薬品販売高が一定金額を超えた場合には、インセンティブを受領する。</p> |

(注) 上記 のマイルストーン収入及びロイヤルティ収入については、臨床試験の状況により増減される場合があります。

(6) 共同研究に関する契約

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | 共同研究契約書 |
| 契約先 | EAファーマ株式会社（注）1 |
| 契約締結日 | 平成24年10月31日 |
| 契約期間 | 契約締結日から30ヶ月（注）2 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、EAファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>共同研究の結果創出された化合物は、EAファーマ株式会社が開発及び販売を行う。</p> <p>当社は、上記 の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金収入を、また の遂行の対価として研究援助金収入を受領する。また、共同研究の結果、創出された化合物の開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入を受領する。</p> <p>当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤルティ収入として受領する。</p> |

(注) 1. 平成28年4月1日付で味の素製薬株式会社はエーザイ株式会社の消化器疾患領域事業を統合し、味の素製薬株式会社を承継会社とする新統合会社EAファーマ株式会社となりました。これに伴い、本契約は平成28年4月1日に味の素製薬株式会社よりEAファーマ株式会社へ継承されています。

2. 契約期間は、覚書により平成29年4月30日まで延長しております。

| | |
|--------|--|
| 契約書名 | 共同研究契約書 |
| 契約先 | 旭化成ファーマ株式会社 |
| 契約締結日 | 平成28年1月1日 |
| 契約期間 | 平成28年1月1日から3年間 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ開発候補化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>当社は、上記の遂行の対価として研究助成金を受領する。また共同研究の結果開発候補化合物が創出された場合にその段階に応じて成功報酬を受領する。</p> <p>共同研究の結果開発候補化合物が創出された場合、旭化成ファーマ株式会社と当該開発候補化合物に関するライセンス契約を締結する。</p> |

| | |
|--------|---|
| 契約書名 | Collaboration Agreement (共同研究契約) |
| 契約先 | XuanZhu Pharma Co., Ltd. (中国) |
| 契約締結日 | 平成27年12月22日 |
| 契約期間 | 平成27年12月22日から3年間 |
| 主な契約内容 | <p>当社は、XuanZhu Pharma Co., Ltd.と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>当社は、上記の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金、およびの遂行の対価として研究助成金を受領する。</p> <p>共同研究の結果化合物が創出された場合、XuanZhu Pharma Co., Ltd.と当該化合物に関するライセンス契約を締結する。</p> |

(7) その他重要な契約

(簡易株式交換によるテムリック株式会社の子会社化)

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社(以下、「テムリック」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付でテムリックとの間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は平成29年2月3日付で予定通り実施いたしました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、796百万円（前年同期比38.9%減）となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

(1) 自社の研究開発及び共同研究

(探索段階)

炎症性疼痛及び神経障害性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、見出された化合物の適切な投与方法の検討を継続して実施しました。さらに新規リード化合物探索を実施し、複数の候補化合物を見出しました。

製薬企業等との共同研究については以下のとおり実施しております。

| 会社名 | 開始月 | 内容 |
|------------------------|----------|--------------------------------|
| EAファーマ株式会社（注） | 平成24年10月 | 消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 |
| インタープロテイン株式会社 | 平成25年2月 | 疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究 |
| XuanZhu Pharma Co.,Ltd | 平成27年12月 | 疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 |
| 旭化成ファーマ株式会社 | 平成28年1月 | 疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究 |

(注) 平成28年4月1日付で味の素製薬株式会社はエーザイ株式会社の消化器疾患領域事業を統合し、味の素製薬株式会社を承継会社とするEAファーマ株式会社となりました。

(前臨床開発段階)

グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

神経障害性疼痛（化学療法起因性冷アロディニア）を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、術後イレウスを目標適応症として開発中の本化合物は、第 相臨床試験実施に必要な前臨床試験（*in vivo*薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験（GLP基準）、安全性薬理試験（GLP基準））が終了いたしました。現時点で次の臨床開発段階に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

(臨床開発段階)

5-HT⁴部分作動薬 (RQ-00000010)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、慢性便秘を目標適応症として開発中の本化合物は、共同研究先であるVCUによる医師主導試験が平成28年8月から開始されました。本試験につきましては、VCUがマイケル・J・フォックス財団パーキンソン病研究機関から研究助成金を受けて、パーキンソン病患者における合併症である胃不全麻痺に対する安全性と有効性の検討を目的とする臨床研究として進められています。

カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症（RE/NERD）を目標適応症として開発中の本化合物は、米国に引き続き、日本での第 相臨床試験を終了しています。開発が進んでいる韓国の臨床試験データも活用して、導出に向けて引き続き協議を進めてまいります。

5-HT^{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群（IBS-D）を目標適応症として開発中の本化合物は、本化合物を初めてヒトに投与する第 相臨床試験（健康成人及び患者を対象）を平成27年7月に英国で開始し、現在継続実施中でありま

第2世代半合成リポグリコペプチド系抗菌薬（dalbavancin）

現在、日本での導出に向けて協議を進めております。なお本剤は、米国において急性細菌性皮膚および皮膚組織感染症（ABSSSI）治療薬としてDALVANCE_{TM}の商標で上市され、欧州においては平成27年3月にXYDALBA_{TM}の商標で販売承認を得ております。

(2) 導出先の開発状況

カリウムイオン競合型アシッドプロテクター（RQ-00000004、tegoprazan）

胃食道逆流症（RE/NERD）を主目標適応症としてCJ社で開発中の本化合物は、韓国において第 相臨床試験を実施中であり、中国での開発も準備が進められております。

セロトニン5-HT^{2A}およびドパミンD²受容体遮断薬（ziprasidone）

統合失調症治療薬としてMeiji Seikaファルマ社で開発中の本化合物は、日本において第 相臨床試験を実施中です。本剤は、米国ファイザー社によって既に83ヶ国で販売されており、米国の治療ガイドラインには第一選択薬として記載されています。

EP4拮抗薬（Galliprant[®]、RQ-00000007、AT-001、grapiprant）

ペットの疼痛治療薬として導出先であるアラタナ社にて開発を行った本化合物は、米国における犬を対象とした臨床試験での良好な成績をもってFDAの製造販売承認を得ました。現在、アラタナ社及びエランコ社により平成29年第1四半期の発売開始に向けた準備が進められております。また、欧州においては平成28年2月にアラタナ社がEMAに承認申請を行っており、現在、承認審査中です。

グレリン受容体作動薬（Entyce[®]、RQ-00000005、AT-002、capromorelin）

ペットの食欲不振治療薬としてアラタナ社にて開発を行った本化合物は、犬を対象とした臨床試験での良好な成績をもってFDAの製造販売承認を得ました。平成29年2月の北米獣医学会にあわせた販売開始に向けて準備が進められております。

またアラタナ社は、本剤について猫を対象とした食欲不振治療薬としても開発を進めており、平成28年12月に猫における長期毒性試験を開始しました。

EP4拮抗薬（RQ-00000007、AAT-007、grapiprant）

株式会社AskAt（以下「AskAt社」）のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

シクロオキシゲナーゼ - 2（COX-2）阻害薬（RQ-00317076、AAT-076）

AskAt社のライセンス先で現在、臨床試験実施のための準備が進められております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

事業収益は、アラタナ社（米国）とのライセンス契約締結に伴うマイルストーン収入、旭化成ファーマ株式会社及びXuanZhu Pharma Co., Ltd.（本社：中国山東省）との共同研究に係る研究協力金収入を計上し、705百万円（前事業年度比384.7%増）となりました。

事業費用は、1,465百万円（前事業年度比27.1%減）となりました。主な内訳は、研究開発費は796百万円（前事業年度比38.9%減）、その他の販売費及び一般管理費は551百万円（前事業年度比22.1%減）であります。研究開発費の主な内訳は、給与手当が281百万円（前事業年度比31.1%減）、産学共同研究費が163百万円（前事業年度比7.8%増）、委託研究開発費が44百万円（前事業年度比76.8%減）、臨床研究費が19百万円（前事業年度比86.8%減）、減価償却費が69百万円（前事業年度比68.8%増）であります。

その他の販売費及び一般管理費の主な内訳は、給与手当が146百万円（前事業年度比32.3%減）、業務委託費が130百万円（前事業年度比11.4%増）、特許維持費99百万円（前事業年度比28.8%減）であります。

以上の結果、営業損失は759百万円（前事業年度は営業損失1,864百万円）、経常損失は720百万円（前事業年度は経常損失1,795百万円）、当期純損失は728百万円（前事業年度は当期純損失1,854百万円）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に応じたマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に応じたロイヤルティ収入等の対価を受領することにより収益を得る契約形態を採用しております。しかしながら、医薬品が上市され、経常的なロイヤルティ収入が発生する以前の段階では、長期的かつ安定的な収益ではなく、開発化合物の導出に伴う契約一時金収入、あるいは開発の進捗に基づくマイルストーン収入に頼るため、導出交渉及び開発の成否が全体の事業収益に大きな影響を与える可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

医薬品開発事業は、成功確率が極めて低い、開発に長い期間を必要とする、多大な研究開発費を必要とするものの一旦成功すれば高い収益が期待できる、ハイリスク・ハイリターン型のビジネスであります。当社は研究開発型の創薬企業として、平成20年に設立と同時に当該事業に参入いたしました。ベンチャー企業であるが故に、一般の製薬会社に比べて相対的に経営資源に制約があり、採り得るリスクへの対応にも限界があることから、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて第 Ⅲ 相臨床試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出するという経営戦略を採っております。また、複数のプロジェクトを保有して研究開発ポートフォリオを構成することにより、リスク分散を図り、研究開発投資の回収に努める方針であります。

しかしながら、販売計画や研究開発計画が想定どおりに進捗しなかった場合には、継続的な営業損失の発生及び継続的なキャッシュ・フローのマイナス等を計上し続けることとなり、当該状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。当社は、これらのリスクを低減し、収益の獲得機会の最大化を図るために、「選択と集中」により選択したプロジェクトに経営資源を集中し、併せて研究開発ポートフォリオを拡充する戦略も採っております。また、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しており、この体制を通じて、研究開発投資を段階的に回収できるよう努めてまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ1,155百万円減少し、1,087百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、680百万円（前事業年度は2,116百万円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純損失722百万円及び減価償却費79百万円のほか、利息及び配当金の受取額61百万円、特別退職金の支払額32百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、441百万円（前事業年度は665百万円の回収）となりました。これは主に、保有する有価証券の償還による収入300百万円及び投資有価証券の償還による収入185百万円があったものの、投資有価証券の取得による支出426百万円、定期預金の預入による支出323百万円及び有価証券の取得による支出200百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした（前事業年度は1,701百万円の調達）。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、事業の環境について入手可能な情報と経験に基づいた仮定により経営判断を行っておりますが、当社は研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入や開発化合物の上市後のロイヤルティ収入により収益が安定化するまで長期間を要する可能性があります。そのため、キャッシュ・フローの動向には常に注意を払い、事業収益実現のための営業（導出）活動及び提携先とのアライアンス・マネジメントには最大の経営努力を注いでまいります。

当社は、研究開発ポートフォリオの拡充、導出の推進、導出後の開発化合物の上市に向けた臨床開発支援活動が、企業価値を向上し、事業の継続性を高めるために重要な要素であると考えており、今後もこれらの諸活動を含めた研究開発活動に経営資源を集中する方針であります。

第3【設備の状況】

当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額は61百万円であり、その主なものは、研究開発に使用する分析装置の老朽化に伴う更新による取得59百万円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成28年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | 従業員数 (人) |
|---------------------|-------|------------|-----------------------|----------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | ソフトウェア (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (名古屋市中村区) | 事務所 | 5,001 | 6,275 | 3,758 | 15,035 | 18(3) |
| 創薬研究部門 (名古屋市中村区) | 研究設備 | 108,723 | 128,737 | 3,058 | 240,519 | 32(5) |

- (注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。
 2. 従業員数の()は、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 37,068,800 |
| 計 | 37,068,800 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成28年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成29年3月31日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 18,767,200 | 19,246,450 | 東京証券取引所 JASDAQ (グロース) | 単元株式数100株 |
| 計 | 18,767,200 | 19,246,450 | - | - |

(注) 1. 平成29年2月3日を効力日とするテムリック株式会社との株式交換により、発行済株式総数は、479,250株増加し19,246,450株となっております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 153(注)1 | 153(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 61,200 (注)2、3、7 | 61,200 (注)2、3、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,275(注)4、7 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年10月16日から平成30年 7月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,275 資本組入額 638 (注)7 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定は できない。 | 同左 |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | (注)6 | 同左 |

- (注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は250個であり、平成20年9月26日開催の取締役会において上記条件の新株予約権195個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数の調整方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
- 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成30年7月31日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 185(注)1 | 185(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 73,815 (注)2、3、7 | 73,815 (注)2、3、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,288(注)4、7 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年9月1日から平成31年7月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定はできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 | 同左 |

- (注)1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成21年8月28日開催の取締役会において上記条件の新株予約権248個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記からの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記からに関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開(当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認められた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--|---------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 20(注)1 | 20(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 7,980 (注)2、3、7 | 7,980 (注)2、3、7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,288(注)4、7 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年6月12日から平成31年7月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定はできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 6 | 同左 |

- (注) 1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成22年6月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権20個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額(新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記からの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記からに関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開(当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- (5) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--|--------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 36,000(注)1 | 36,000(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 36,000(注)2、3 | 36,000(注)2、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 596(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年3月15日から平成36年3月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 596 資本組入額 298 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定はできない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 | 同左 |

(注)1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は39,000個であり、平成26年3月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権39,000個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

(2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

(3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 - (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成36年3月14日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成28年3月11日取締役会決議）

| 区分 | 事業年度末現在 (平成28年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成29年2月28日) |
|--|---------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 25,000(注)1 | 25,000(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 25,000(注)2、3 | 25,000(注)2、3 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 376(注)4 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年3月26日から平成38年3月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 376 資本組入額 188 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)6 | 同左 |

- (注)1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は25,000個であり、平成28年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権25,000個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 から の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 から に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、当社と締結した契約に違反したとき、法令違反を犯したとき、降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 組織再編行為の効力発生日から平成38年3月25日(同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
 上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注)1 | 普通株式 290,000 | 普通株式 13,557,200 | 138,062 | 8,627,912 | 138,062 | 3,911,912 |
| 平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)2 | 普通株式 1,300,000 | 普通株式 14,857,200 | 324,455 | 8,952,367 | 324,455 | 4,236,367 |
| 平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)3 | 普通株式 3,910,000 | 普通株式 18,767,200 | 853,858 | 9,806,225 | 853,858 | 5,090,225 |
| 平成28年5月1日 (注)4 | 普通株式 - | 普通株式 18,767,200 | 7,568,637 | 2,237,588 | 2,852,637 | 2,237,588 |

- (注) 1. 第8回新株予約権の行使によるものであります。
 2. 第10回新株予約権の行使によるものであります。
 3. 第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使によるものであります。
 4. 資本金及び資本準備金の減少は、欠損てん補によるものであります。
 5. 平成29年2月3日を効力日とするテムリック株式会社との株式交換により、発行済株式総数は、479,250株増加し19,246,450株となっております。また、資本準備金の増加額は、有価証券報告書提出日現在において未定であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|-------|----------|--------|--------|-------|---------|---------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | 1 | 24 | 54 | 27 | 24 | 10,034 | 10,164 | - |
| 所有株式数（単元） | - | 1,392 | 16,793 | 21,045 | 33,218 | 2,588 | 112,615 | 187,651 | 2,100 |
| 所有株式数の割合（％） | - | 0.74 | 8.95 | 11.21 | 17.70 | 1.38 | 60.01 | 100.00 | - |

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|--|---|-----------|------------------------|
| CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED （常任代理人 大和証券株式会社） | C/O COLLER INVESTMENT MANAGEMENT LIMITED PO BOX 255, TRAFALGAR COURT, LES BANQUES ST PETER PORT, GUERNSEY GY1 3QL, CHANNEL ISLANDS （東京都千代田区丸の内一丁目9番1号） | 2,296,000 | 12.23 |
| ファイザー株式会社 | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 | 1,486,000 | 7.92 |
| MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUF証券株式会社） | 25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. （千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー） | 705,000 | 3.76 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 531,800 | 2.83 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 | 305,400 | 1.63 |
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1 | 237,500 | 1.27 |
| BARATI RAHIM | 東京都大田区 | 214,000 | 1.14 |
| 新井 計男 | 埼玉県川越市下松原 | 179,600 | 0.96 |
| 長久 厚 | 愛知県名古屋市瑞穂区 | 152,000 | 0.81 |
| ヒグチ シゲノブ | 東京都港区 | 150,000 | 0.80 |
| 計 | | 6,257,300 | 33.34 |

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式（自己株式等） | | | |
| 議決権制限株式（その他） | | | |
| 完全議決権株式（自己株式等） | | | |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 18,765,100 | 187,651 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,100 | | |
| 発行済株式総数 | 18,767,200 | | |
| 総株主の議決権 | | 187,651 | |

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社役員及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

第3回新株予約権(平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議)

| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年9月5日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 58 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注)役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員25名、当社元取締役2名、当社元従業員9名であります。

第5回新株予約権(平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年7月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社執行役員 3 当社従業員 66 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注)役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員37名であります。

第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成21年7月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社執行役員 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年3月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社執行役員 2 当社従業員 11 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び当社従業員10名であります。

第12回新株予約権（平成28年3月11日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成28年3月11日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社執行役員 2 当社従業員 48 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、執行役員1名及び当社従業員46名並びに元従業員1名であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、今後も引き続き研究開発活動に対する投資を先行していく必要があることから、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となった場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 | 平成26年12月 | 平成27年12月 | 平成28年12月 |
| 最高(円) | 700 | 2,042 | 812 | 774 | 654 |
| 最低(円) | 227 | 345 | 417 | 316 | 240 |

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成28年7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 439 | 408 | 476 | 450 | 400 | 418 |
| 最低(円) | 353 | 363 | 396 | 391 | 315 | 371 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-------|----|--------|--------------|---|------|----------|
| 代表取締役 | | 谷 直樹 | 昭和23年3月23日生 | 昭和48年4月 藤沢薬品工業(株)(現アステラス製薬(株)) 入社 昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当 平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長 平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授 平成22年4月 当社 入社 当社 執行役員 平成22年10月 当社 取締役 平成23年4月 当社 常務執行役員 平成24年8月 当社 代表取締役(現任) | (注)3 | - |
| 取締役 | | 青木 初夫 | 昭和11年4月8日生 | 昭和35年4月 藤沢薬品工業(株)(現アステラス製薬(株)) 入社 昭和63年6月 同社 取締役 平成5年1月 同社 常務取締役 Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO 平成7年6月 同社 代表取締役専務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成18年6月 同社 代表取締役共同会長 平成20年6月 同社 相談役 平成22年6月 同社 アドバイザー 平成23年8月 当社 顧問 平成24年3月 (株)C×Oアドバイザーズ 取締役 当社 取締役(現任) | (注)3 | - |
| 取締役 | | 河田 喜一郎 | 昭和35年10月26日生 | 昭和59年4月 (株)上組 入社 平成元年1月 トウシュ・ロス会計事務所 入所 平成2年9月 デロイト&トウシュLLP 入所 平成5年8月 米国公認会計士登録 (カリフォルニア州) 平成7年9月 同法人 マネジャー(国際税務) 平成7年11月 米国日本通運(株) 財務部 入社 同社 シニア・マネジャー 平成13年9月 監査法人トーマツ CF部門 入所 同法人 マネジャー 平成15年10月 同法人 シニア・マネジャー 平成16年10月 (株)産業再生機構 入社 同社 マネジャー 平成17年5月 デロイトトーマツFAS(株) FA部門 入社 同社 シニア・ヴァイスプレジデント 平成21年3月 当社 入社 執行役員(監査室長) 平成23年9月 当社 執行役員(経営企画担当) 平成24年3月 当社 常務執行役員 平成28年3月 当社 取締役 兼 専務執行役員 (CFO、財務・経営企画担当、 研究企画調整担当)(現任) | (注)3 | 7,300 |
| 取締役 | | 渡邊 修造 | 昭和42年5月15日生 | 平成4年4月 ファイザー製薬(株)(現ファイザー(株))入社 平成17年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 平成18年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 平成20年7月 当社 入社 平成24年10月 当社 執行役員(創薬研究担当) 平成28年3月 当社 取締役 兼 常務執行役員 (創薬研究担当)(現任) | (注)3 | 4,800 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|----------------|----|-------|-------------|---|------|----------|
| 取締役 (監査等委員) | | 縣 久二 | 昭和25年9月16日生 | 昭和49年4月 野村證券(株) 入社 昭和56年3月 日本合同ファイナンス(株)(現株ジャフコ) 入社 平成9年6月 同社 取締役 平成14年5月 同社 常務取締役 平成20年1月 響きパートナーズ(株) 代表取締役会長 平成20年6月 太陽誘電(株) 取締役(現任) 平成20年9月 響きパートナーズ(株) 特別顧問(現任) 平成22年3月 テムリック株式会社 監査役 当社 監査役 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 平成28年7月 七十七キャピタル(株) 社外取締役(現任) | (注)4 | - |
| 取締役 (監査等委員) | | 野元 学二 | 昭和42年4月2日生 | 平成7年4月 三井安田法律事務所 入所 平成10年3月 大西昭一郎法律事務所 入所 平成13年11月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP Tokyo Office 入社 平成25年7月 和田法律事務所 入所 平成27年7月 レックスウエル法律特許事務所 入所 (現任) 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任) | (注)4 | - |
| 取締役 (監査等委員) | | 牧 真之介 | 昭和46年12月2日生 | 平成9年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所 平成14年10月 オリックス(株) 入社 平成18年10月 牧真之介公認会計士事務所 代表 (現任) 平成18年11月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 取締役(現任) 平成19年2月 牧税理士法人 (現税理士法人MSパートナーズ) 代表社員(現任) 平成19年6月 クラフト(株) 社外監査役 (株)EMシステムズ 社外監査役 平成22年3月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 代表取締役社長 (現任) 平成23年6月 クラフト本社(株) 社外監査役(現任) 平成26年3月 クラフトホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 平成28年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 平成28年4月 (株)鹿児島プロスポーツプロジェクト 監査役(現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | | 12,100 |

- (注) 1. 平成28年3月30日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 青木初夫氏、縣久二氏、野元学二氏及び牧真之介氏は、社外取締役であります。
3. 平成29年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成28年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-------|--------------|--|-----|----------|
| 山上 大介 | 昭和21年11月24日生 | 昭和50年11月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所 昭和56年9月 公認会計士登録 昭和59年11月 トウシュ・ロス会計事務所 (トロント市、等松・青木監査法人提携先)へ派遣 昭和63年3月 等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務 (平成5年帰国、東京事務所勤務) 平成2年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員登録 平成12年8月 山上公認会計士事務所開設(現任) 平成13年3月 ㈱小田原エンジニアリング 監査役 (現任) 平成13年6月 日本特殊塗料㈱ 監査役 平成15年8月 宝印刷㈱ 監査役(現任) 平成21年11月 当社 一時監査役 平成27年3月 ローヤル電機㈱ 社外監査役(現任) | (注) | - |

(注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期の満了の時までであります。

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計3名であります。

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|--------|--------|-----------|
| 専務執行役員 | 河田 喜一郎 | 財務・経営企画部門 |
| 常務執行役員 | 渡邊 修造 | 創薬研究部門 |
| 執行役員 | 高松 康浩 | 人事・総務統括部 |

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく、企業価値を向上し、社会的信頼に応える上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。

経営体制を強化し、迅速な意思決定を行うとともに、説明責任を持って、透明性、公正性の高い組織体制を構築、維持することは、健全な経営に必要な不可欠であると認識し、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

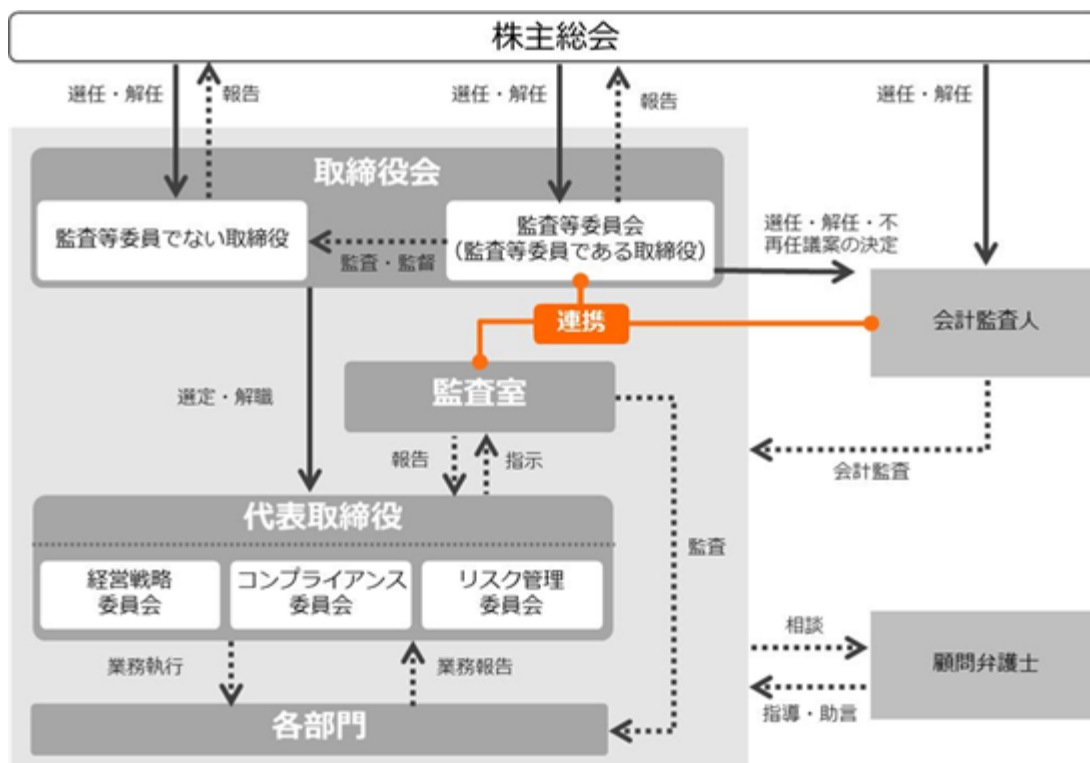
また、今後もその時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

企業統治の体制

(A) 企業統治の体制の概要

当社は、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

会社の機関として取締役会、監査等委員会及び監査室を設置しております。取締役会は、7名の取締役（うち、社外取締役4名）で構成されており、また、経営と執行の分離及び執行機能の強化・活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。



(取締役会)

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告を行っております。取締役会の経営監視機能を強化するため、当社の取締役7名のうち4名が社外取締役であり、製薬業界及び企業経営に精通した人材を登用しております。

(監査等委員会)

監査等委員会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の監査等委員会は3名で構成され、ベンチャー企業の育成に精通した人材や、弁護士、税理士・公認会計士を登用することで、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。監査等委員会は、取締役会にて監査活動結果報告を適宜行います。さらに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、取締役の職務の執行を監査します。

(経営戦略委員会)

経営戦略委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、主として、代表取締役の業務執行の諮問機関として、また、経営課題の実務的な協議の場として、定例経営戦略委員会を毎週1回、また必要に応じて臨時経営戦略委員会を開催し、経営の迅速かつ適正な意思決定を支えています。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役、執行役員、人事部長、監査室長及び法務部長で構成されており、「コンプライアンス規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会は、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス・プログラムの策定及び維持、当社の法令遵守状況の監視、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を主な活動内容としております。

今後は、事業全体に影響度の高いインサイダー取引も含めた情報管理に関する継続教育の実施とともに、企業倫理や社会的規範への関心を高める啓蒙活動も行っております。

(リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、代表取締役及び執行役員で構成されており、「リスク管理規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会では、コンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク及びその他のリスクを想定しており、それらのリスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等を活動内容としております。

今後は、影響度の高いリスクに対する対応策を検討し、想定し得るすべてのリスクの軽減に努めてまいります。

(B) 当該体制を採用する理由

当社は上記のように取締役7名のうち4名は社外取締役であり、取締役会に出席し、積極的に意見を述べているほか、監査等委員会による計画的かつ網羅的な監査が実施されております。当社の事業規模、組織規模におきましては、監査等委員会設置により経営監視の機能を十分に果たしていると考えているため、現状の体制を採用しております。

(C) その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいて、内部監査は重要な役割であると認識しており、代表取締役直属の独立部署である監査室が、監査等委員会及び会計監査人との連携のもと、計画的な内部監査を全部署に対して実施しております。また、当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の社内規程を制定し、役職員の権限と責任の所在を明確にし、内部統制システムを有効に機能させる体制を整備しております。なお、社内規程については、必要に応じて適宜改正を行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動において生じる重要なリスクについて、リスク管理委員会を中心として、関係部署及び監査室でリスクの分析を行い、必要に応じて外部の専門家に相談した上で、取締役会、リスク管理委員会等で審議し、その対応策の決定を行っております。

また、当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言及び指導を受けております。

(D) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査については、代表取締役直属の部署である監査室（監査室の構成員は監査室長1名）が、全部署に対する監査を実施しております。監査室は、年間監査計画に基づいて監査を行い、内部監査の結果を取りまとめた報告書を代表取締役に提出しております。また、被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに、改善の指示を行っております。被監査部門は、改善要請のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査等委員会の監査活動については、監査計画に基づいた業務監査及び会計監査を実施し、その結果を取締役会において報告しております。当社では、監査等委員会、監査室及び会計監査人が監査を有効的かつ効率的に進めるため、監査等委員会は、内部監査の実施結果の報告を受けるなど、監査室との情報交換を密に行い、また、会計監査人とは監査及び四半期計画、期末決算の会計監査結果及び四半期決算毎のレビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。継続して公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整え、公正かつ適切な経営情報及び財務情報の提供に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、江戸川泰路、都成哲であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。

社外取締役

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役は取締役会等において、業務執行の報告を受けるとともに、監査等委員は「内部監査及び監査等委員会監査の状況」に記載のとおり、監査室、会計監査人、内部統制部門との連携及び監査を通じて、客観的立場から業務執行の状況の監督や経営監視機能を果たしております。

また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

役員報酬等

(A) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・ オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 14,680 | 14,680 | - | - | - | 4 |
| 取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。) | - | - | - | - | - | - |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 675 | 675 | - | - | - | 1 |
| 社外役員 | 19,215 | 19,215 | - | - | - | 7 |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(B) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(C) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(D) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

(A) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 86,252千円

(B) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (千円) | 保有目的 |
|---------------------------------|---------|------------------|-------------|
| Aratana Therapeutics, Inc. (米国) | 103,088 | 69,338 | 取引関係維持強化のため |

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

当事業年度
 特定投資株式

| 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額 (千円) | 保有目的 |
|---------------------------------|---------|------------------|-------------|
| Aratana Therapeutics, Inc. (米国) | 103,088 | 86,252 | 取引関係維持強化のため |

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

(C) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
 該当事項はありません。

(D) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
 該当事項はありません。

(E) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
 該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境の整備を目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 19,500 | - | 18,000 | - |

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

| | |
|--------|--------------|
| 前々事業年度 | 有限責任監査法人トーマツ |
| 前事業年度 | 新日本有限責任監査法人 |

臨時報告書に記載した事項は次の通りであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

名称：新日本有限責任監査法人

所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

退任する監査公認会計士等の名称

名称：有限責任監査法人トーマツ

所在地：東京都港区港南二丁目15番3号

(2) 異動の年月日 平成27年3月27日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成26年3月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、平成27年3月27日開催予定の第7期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、その後任として、新日本有限責任監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年12月31日) | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,840,239 | 1,427,817 |
| 売掛金 | 72,866 | 58,265 |
| 有価証券 | 503,037 | 9,128 |
| 貯蔵品 | 7,148 | 7,125 |
| 前渡金 | 179,368 | 205,236 |
| 前払費用 | 65,488 | 55,538 |
| その他 | 39,639 | 43,380 |
| 流動資産合計 | 2,707,787 | 1,806,492 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 140,198 | 140,568 |
| 工具、器具及び備品 | 394,484 | 451,833 |
| 減価償却累計額 | 273,392 | 343,662 |
| 有形固定資産合計 | 261,290 | 248,739 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 2,306 | 5,546 |
| ソフトウェア | 8,213 | 6,816 |
| その他 | 3,708 | 431 |
| 無形固定資産合計 | 14,228 | 12,794 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,751,779 | 1,937,383 |
| 長期前払費用 | 5,479 | 3,198 |
| その他 | 11,545 | 10,705 |
| 投資その他の資産合計 | 1,768,805 | 1,951,288 |
| 固定資産合計 | 2,044,324 | 2,212,822 |
| 資産合計 | 4,752,112 | 4,019,314 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年12月31日) | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 123,405 | 125,985 |
| 未払費用 | 57,067 | 40,188 |
| 未払法人税等 | 15,071 | 1,346 |
| 繰延税金負債 | - | 1,192 |
| 前受金 | - | 13,500 |
| 預り金 | 4,663 | 3,435 |
| その他 | - | 4,565 |
| 流動負債合計 | 200,207 | 190,213 |
| 固定負債 | | |
| 資産除去債務 | 11,555 | 11,649 |
| 繰延税金負債 | 25,985 | 29,424 |
| 固定負債合計 | 37,540 | 41,073 |
| 負債合計 | 237,748 | 231,286 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 9,806,225 | 2,237,588 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 5,090,225 | 2,237,588 |
| 資本剰余金合計 | 5,090,225 | 2,237,588 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 10,421,274 | 728,117 |
| 利益剰余金合計 | 10,421,274 | 728,117 |
| 株主資本合計 | 4,475,176 | 3,747,058 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 28,170 | 26,183 |
| 評価・換算差額等合計 | 28,170 | 26,183 |
| 新株予約権 | 11,017 | 14,785 |
| 純資産合計 | 4,514,364 | 3,788,027 |
| 負債純資産合計 | 4,752,112 | 4,019,314 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|----------------|---|---|
| 事業収益 | 145,500 | 705,235 |
| 事業費用 | | |
| 事業原価 | - | 117,630 |
| 研究開発費 | 1 1,302,452 | 1 796,229 |
| その他の販売費及び一般管理費 | 2 707,644 | 2 551,252 |
| 事業費用合計 | 2,010,097 | 1,465,111 |
| 営業損失() | 1,864,597 | 759,876 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,142 | 12,654 |
| 有価証券利息 | 77,906 | 52,329 |
| 受取配当金 | 186 | - |
| 為替差益 | 14,323 | - |
| 有価証券売却益 | 1,165 | - |
| 補助金収入 | - | 19,843 |
| 複合金融商品評価益 | - | 8,070 |
| その他 | 1,074 | 1,601 |
| 営業外収益合計 | 98,798 | 94,499 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | - | 55,328 |
| 複合金融商品評価損 | 21,487 | - |
| 有価証券償還損 | 1,530 | - |
| 株式交付費 | 6,400 | - |
| 営業外費用合計 | 29,417 | 55,328 |
| 経常損失() | 1,795,216 | 720,705 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 65,655 | - |
| 特別利益合計 | 65,655 | - |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券償還損 | 6,000 | 2,000 |
| 特別退職金 | 69,483 | - |
| 事務所移転費用 | 43,416 | - |
| 特別損失合計 | 118,900 | 2,000 |
| 税引前当期純損失() | 1,848,460 | 722,705 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,893 | 1,346 |
| 法人税等調整額 | - | 4,065 |
| 法人税等合計 | 5,893 | 5,411 |
| 当期純損失() | 1,854,353 | 728,117 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 8,952,367 | 4,236,367 | 8,566,920 | 4,621,814 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | 853,858 | 853,858 | | 1,707,716 |
| 当期純損失（ ） | | | 1,854,353 | 1,854,353 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 853,858 | 853,858 | 1,854,353 | 146,637 |
| 当期末残高 | 9,806,225 | 5,090,225 | 10,421,274 | 4,475,176 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | | |
| 当期首残高 | 198,904 | 198,904 | 10,769 | 4,831,488 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 1,707,716 |
| 当期純損失（ ） | | | | 1,854,353 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 170,733 | 170,733 | 247 | 170,485 |
| 当期変動額合計 | 170,733 | 170,733 | 247 | 317,123 |
| 当期末残高 | 28,170 | 28,170 | 11,017 | 4,514,364 |

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 9,806,225 | 5,090,225 | 10,421,274 | 4,475,176 |
| 当期変動額 | | | | |
| 欠損填補 | 7,568,637 | 2,852,637 | 10,421,274 | - |
| 当期純損失（ ） | | | 728,117 | 728,117 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | 7,568,637 | 2,852,637 | 9,693,157 | 728,117 |
| 当期末残高 | 2,237,588 | 2,237,588 | 728,117 | 3,747,058 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
| | その他有価証券評 価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | | |
| 当期首残高 | 28,170 | 28,170 | 11,017 | 4,514,364 |
| 当期変動額 | | | | |
| 欠損填補 | | | | |
| 当期純損失（ ） | | | | 728,117 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 1,986 | 1,986 | 3,768 | 1,781 |
| 当期変動額合計 | 1,986 | 1,986 | 3,768 | 726,336 |
| 当期末残高 | 26,183 | 26,183 | 14,785 | 3,788,027 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純損失() | 1,848,460 | 722,705 |
| 減価償却費 | 53,353 | 79,877 |
| 受取利息 | 4,142 | 12,654 |
| 受取配当金 | 186 | - |
| 有価証券利息 | 77,906 | 52,329 |
| 為替差損益(は益) | 14,432 | 11,664 |
| 有価証券売却損益(は益) | 1,165 | - |
| 株式交付費 | 6,400 | - |
| 複合金融商品評価損益(は益) | 21,487 | 8,070 |
| 有価証券償還損益(は益) | 1,530 | - |
| 補助金収入 | - | 19,843 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | 65,655 | - |
| 投資有価証券償還損益(は益) | 6,000 | 2,000 |
| 特別退職金 | 69,483 | - |
| 事務所移転費用 | 43,416 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 52,866 | 14,601 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 1,579 | 22 |
| 前渡金の増減額(は増加) | 121,245 | 25,868 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 10,089 | 9,950 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 6,317 | - |
| 未払金の増減額(は減少) | 45,744 | 9,329 |
| その他 | 62,814 | 13,478 |
| 小計 | 2,095,143 | 727,505 |
| 利息及び配当金の受取額 | 71,238 | 61,054 |
| 法人税等の支払額 | 5,769 | 1,892 |
| 特別退職金の支払額 | 37,042 | 32,440 |
| 補助金の受取額 | - | 19,843 |
| 移転費用の支払額 | 43,416 | - |
| その他 | 6,400 | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 2,116,533 | 680,939 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | - | 323,570 |
| 有価証券の取得による支出 | 620,950 | 200,000 |
| 有価証券の売却による収入 | 51,089 | - |
| 有価証券の償還による収入 | 1,557,256 | 300,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 195,545 | 35,849 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 3,981 | 1,335 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 853,936 | 426,905 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 559,942 | 61,160 |
| 投資有価証券の償還による収入 | 150,000 | 185,000 |
| 差入保証金の回収による収入 | 26,243 | 81 |
| その他 | 4,201 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 665,915 | 441,418 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 新株予約権の発行による収入 | 15,450 | - |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 1,686,260 | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,701,710 | - |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 625 | 33,561 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 251,718 | 1,155,920 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,991,558 | 2,243,276 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,243,276 | 1,087,356 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物附属設備 | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～6年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|---------|---|---|
| 給与手当 | 409,195千円 | 281,819千円 |
| 産学共同研究費 | 151,552 | 163,399 |
| 委託研究開発費 | 192,391 | 44,665 |
| 臨床研究費 | 146,146 | 19,234 |
| 業務委託費 | 27,057 | 13,074 |
| 減価償却費 | 41,175 | 69,490 |

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|-------|---|---|
| 給与手当 | 215,602千円 | 146,049千円 |
| 業務委託費 | 116,906 | 130,175 |
| 特許維持費 | 139,990 | 99,660 |
| 減価償却費 | 8,861 | 8,088 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 14,857,200 | 3,910,000 | - | 18,767,200 |
| 合計 | 14,857,200 | 3,910,000 | - | 18,767,200 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

(注) 発行済株式の総数の増加3,910,000株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度 末残高 (千円) |
|------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 当事業年度 期首 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度 末 | |
| 提出会社 | 第3回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) | - | - | - | - | - | - |
| | 第5回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) | - | - | - | - | - | - |
| | 第7回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) | - | - | - | - | - | - |
| | 第9回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権) | - | - | - | - | - | 11,017 |
| | 第10回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権) | - | - | - | - | - | - |
| | 第11回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権) | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 11,017 |

- (注) 1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載していません。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値(付与日における本源的価値)は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。
3. 平成26年7月22日付発行の第10回新株予約権は、平成27年7月7日に残存する全てが行使されたため、当事業年度末残高はありません。
4. 平成27年9月14日付発行の第11回新株予約権は、平成27年11月27日に残存する全てが行使されたため、当事業年度末残高はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 18,767,200 | - | - | 18,767,200 |
| 合計 | 18,767,200 | - | - | 18,767,200 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる株 式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度 末残高 （千円） |
|------|--|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 当事業年度 期首 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度 末 | |
| 提出会社 | 第3回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） | - | - | - | - | - | - |
| | 第5回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） | - | - | - | - | - | - |
| | 第7回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） | - | - | - | - | - | - |
| | 第9回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） | - | - | - | - | - | 11,340 |
| | 第12回新株予約権 （ストック・オプション としての新株予約権） | - | - | - | - | - | 3,445 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 14,785 |

- （注）1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載していません。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
| 現金及び預金勘定 | 1,840,239千円 | 1,427,817千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | - | 349,590 |
| 有価証券勘定 | 503,037 | 9,128 |
| 取得日から満期日又は償還日までの 期間が3か月を超える短期投資 | 100,000 | - |
| 現金及び現金同等物 | 2,243,276 | 1,087,356 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクを回避する目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について債権管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する満期保有目的の債券及びその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクを回避する目的として、先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,840,239 | 1,840,239 | - |
| (2) 売掛金 | 72,866 | 72,866 | - |
| (3) 有価証券 | 503,037 | 503,037 | - |
| (4) 投資有価証券 | 1,751,779 | 1,751,779 | - |
| 資産計 | 4,167,922 | 4,167,922 | - |
| (1) 未払金 | 123,405 | 123,405 | - |
| (2) 未払法人税等 | 15,071 | 15,071 | - |
| 負債計 | 138,476 | 138,476 | - |

当事業年度（平成28年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,427,817 | 1,427,817 | - |
| (2) 売掛金 | 58,265 | 58,265 | - |
| (3) 有価証券 | 9,128 | 9,128 | - |
| (4) 投資有価証券 | 1,937,383 | 1,937,383 | - |
| 資産計 | 3,432,595 | 3,432,595 | - |
| (1) 未払金 | 125,985 | 125,985 | - |
| (2) 未払法人税等 | 1,346 | 1,346 | - |
| 負債計 | 127,331 | 127,331 | - |
| デリバティブ取引(*) | (4,565) | (4,565) | - |

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、並びに(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 未払金、並びに(2) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,840,239 | - | - | - |
| 売掛金 | 72,866 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| （1）その他 | 100,000 | - | - | - |
| その他有価証券のうち満期 があるもの | | | | |
| （1）債券（社債） | 100,200 | 178,508 | 863,663 | 390,544 |
| （2）その他 | 400,000 | - | - | - |
| 合計 | 2,513,305 | 178,508 | 863,663 | 390,544 |

当事業年度（平成28年12月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,427,817 | - | - | - |
| 売掛金 | 58,265 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| （1）その他 | - | 100,000 | - | - |
| その他有価証券のうち満期 があるもの | | | | |
| （1）債券（社債） | - | 491,325 | 670,997 | 451,325 |
| （2）その他 | - | - | - | - |
| 合計 | 1,486,082 | 591,325 | 670,997 | 451,325 |

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成27年12月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------|-------------|------------------|---------|--------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | 100,000 | 100,000 | - |
| | 小計 | 100,000 | 100,000 | - |
| 合計 | | 100,000 | 100,000 | - |

当事業年度(平成28年12月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------|-------------|------------------|--------|--------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2) 社債 | - | - | - |
| | (3) その他 | 99,930 | 99,930 | - |
| | 小計 | 99,930 | 99,930 | - |
| 合計 | | 99,930 | 99,930 | - |

2. その他有価証券

前事業年度(平成27年12月31日)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|----------------------|---------|------------------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 69,338 | 28,455 | 40,883 |
| | (2) 債券 | 755,201 | 714,291 | 40,909 |
| | (3) その他 | 3,037 | 2,887 | 149 |
| | 小計 | 827,576 | 745,634 | 81,942 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | 877,715 | 903,068 | 25,353 |
| | (3) その他 | 449,525 | 450,000 | 474 |
| | 小計 | 1,327,240 | 1,353,068 | 25,828 |
| 合計 | | 2,154,817 | 2,098,703 | 56,114 |

当事業年度（平成28年12月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|---------|------------------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの | (1) 株式 | 86,252 | 28,455 | 57,797 |
| | (2) 債券 | 1,007,885 | 971,843 | 36,042 |
| | (3) その他 | 59,467 | 58,613 | 854 |
| | 小計 | 1,153,605 | 1,058,911 | 94,693 |
| 貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | 643,656 | 677,095 | 33,438 |
| | (3) その他 | 49,320 | 50,245 | 924 |
| | 小計 | 692,977 | 727,340 | 34,362 |
| 合計 | | 1,846,582 | 1,786,252 | 60,330 |

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | 559,942 | 65,745 | - |
| (3) その他 | 51,089 | 1,075 | - |
| 合計 | 611,032 | 66,821 | - |

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | 61,160 | 209 | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 61,160 | 209 | - |

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年12月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (千円) | 契約額等のうち 1年超 (千円) | 時価 (千円) | 評価損益 (千円) |
|-----------|-----------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 米ドル | 170,230 | - | 174,795 | 4,564 |
| 合計 | | 170,230 | - | 174,795 | 4,564 |

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

| | (千円) | 前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) |
|--|------|---|---|
| | | 確定拠出年金への掛金拠出額 | 7,959 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日) |
|-------------|---|---|
| | 研究開発費の株式報酬費 | 4,810 |
| 一般管理費の株式報酬費 | 1,443 | 1,326 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) | 第7回新株予約権 (ストック・オプション) | 第9回新株予約権 (ストック・オプション) | 第12回新株予約権 (ストック・オプション) |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|
| 付与対象者の区分 及び人数(注)1 | 当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名 | 当社執行役員 3名 当社従業員 66名 | 当社執行役員 1名 | 当社執行役員 2名 当社従業員 11名 | 当社執行役員 2名 当社従業員 48名 |
| 株式の種類別の ストック・オプションの数(注) 2 | 普通株式 78,000株 | 普通株式 98,952株 | 普通株式 7,980株 | 普通株式 39,000株 | 普通株式 25,000株 |
| 付 与 日 | 平成20年10月15日 | 平成21年 8月31日 | 平成22年 6月11日 | 平成26年 3月29日 | 平成28年 3月26日 |
| 権 利 確 定 条 件 | 新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 | 新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 | 新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 | 新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 | 新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。 |
| 対 象 勤 務 期 間 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 | 定めておりません。 |
| 権 利 行 使 期 間 | 平成22年10月16日 ~ 平成30年 7月31日 | 平成23年 9月 1日 ~ 平成31年 7月27日 | 平成24年 6月12日 ~ 平成31年 7月27日 | 平成28年 3月15日 ~ 平成36年 3月14日 | 平成30年 3月26日 ~ 平成38年 3月25日 |

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) | 第7回新株予約権 (ストック・オプション) | 第9回新株予約権 (ストック・オプション) | 第12回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | 39,000 | - |
| 付与 | - | - | - | - | 25,000 |
| 失効 | - | - | - | 3,000 | - |
| 権利確定 | - | - | - | 36,000 | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | 25,000 |
| 権利確定後 (株) | | | | | |
| 前事業年度末 | 64,400 | 78,204 | 7,980 | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | 36,000 | - |
| 権利行使 | - | - | - | - | - |
| 失効 | 3,200 | 4,389 | - | - | - |
| 未行使残 | 61,200 | 73,815 | 7,980 | 36,000 | - |

単価情報

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) | 第7回新株予約権 (ストック・オプション) | 第9回新株予約権 (ストック・オプション) | 第12回新株予約権 (ストック・オプション) |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格 (円) | 1,275 | 1,288 | 1,288 | 596 | 376 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - | - | - |
| 付与日における公正な 評価単価 (円) | - | - | - | 315 | 235 |

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与された第12回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積もり方法は、以下の通りであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル
主な基礎数値及び見積もり方法

| | 第12回新株予約権 (ストック・オプション) |
|--------------|---------------------------|
| 株価変動性 (注) 1 | 72.46% |
| 予想残存期間 (注) 2 | 6年 |
| 予想配当 (注) 3 | 0% |
| 無リスク利率 (注) 4 | 0.236% |

(注) 1. 平成23年7月20日(上場日)から平成28年3月25日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないことから、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推計しております。

3. 平成27年12月期の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日平成34年3月20日の長期国債321回債の流通利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成27年12月31日) | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| (繰延税金資産) | | |
| 繰越欠損金 | 4,713,267千円 | 4,729,928千円 |
| たな卸資産 | 56,223 | 7,943 |
| 未払事業税 | 4,325 | - |
| 減価償却費超過額 | 27,585 | 11,015 |
| 一括償却資産 | 685 | 1,092 |
| 減損損失 | 3,112 | 773 |
| 資産除去債務 | - | 3,924 |
| 特別退職金 | 10,647 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 8,623 | 10,488 |
| その他 | 3,719 | 4,077 |
| 繰延税金資産小計 | 4,828,189 | 4,769,242 |
| 評価性引当額 | 4,828,189 | 4,769,242 |
| 繰延税金資産合計 | - | - |
| (繰延税金負債) | | |
| その他有価証券評価差額金 | 25,985 | 26,551 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | - | 2,872 |
| その他 | - | 1,192 |
| 繰延税金負債合計 | 25,985 | 30,617 |
| 繰延税金負債の純額 | 25,985 | 30,617 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成27年12月31日) | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | 35.4% | 32.8% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3 | 6.4 |
| 住民税均等割等 | 0.2 | 0.2 |
| 評価性引当額 | 62.4 | 77.9 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 26.8 | 51.0 |
| その他 | 0.4 | 0.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.3 | 0.7 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成29年1月1日及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

| 日本 | アジア | その他 | 合計 |
|---------|--------|-----|---------|
| 105,500 | 40,000 | - | 145,500 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|--------------------------|--------|
| 旭化成ファーマ株式会社 | 99,000 |
| CJヘルスケア株式会社 | 20,000 |
| XuanZhu Pharma Co., Ltd. | 20,000 |

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

| 米国 | 日本 | アジア | 合計 |
|---------|--------|-------|---------|
| 646,235 | 50,000 | 9,000 | 705,235 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|---------------------------|---------|
| Aratana Therapeutics Inc. | 646,235 |

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|-----------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 239円96銭 | 201円06銭 |
| 1株当たり当期純損失金額() | 116円45銭 | 38円80銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成27年12月31日) | 当事業年度 (平成28年12月31日) |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部の合計額 (千円) | 4,514,364 | 3,788,027 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 11,017 | 14,785 |
| (うち新株予約権) (千円) | (11,017) | (14,785) |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円) | 4,503,347 | 3,773,242 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株) | 18,767,200 | 18,767,200 |

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) |
|---|---|---|
| 当期純損失金額() (千円) | 1,854,353 | 728,117 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純損失金額() (千円) | 1,854,353 | 728,117 |
| 期中平均株式数 (株) | 15,923,610 | 18,767,200 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | 第3回新株予約権、第5回新株 予約権、第7回新株予約権、第 9回新株予約権。 (普通株式 189,584株) | 第3回新株予約権、第5回新株 予約権、第7回新株予約権、第 9回新株予約権。 (普通株式 178,995株) |

(重要な後発事象)

簡易株式交換によるテムリック株式会社の子会社化

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社（以下、「テムリック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付でテムリックとの間で株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換は平成29年2月3日付で予定通り実施いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

| | |
|----------|---------------|
| 被取得企業の名称 | テムリック株式会社 |
| 事業の内容 | がん領域に特化した創薬事業 |

企業結合を行った主な理由

当社は、平成20年の創設以来、低分子創薬を基本として、主に痛みと消化器疾患を2大指向領域として事業を展開し、平成26年からは、名古屋大学への研究機能の移転を契機として、アカデミアからの幅広い研究テーマや患者様のニーズに触れ、多種多様な疾患領域を検討する機会を得てまいりました。

その中で当社は、依然として治療ニーズが十分に満たされていない、がん疾患領域及び希少疾患領域を中心とした、アカデミアから提案された新規な作用機序に基づく治療薬に関する共同研究を積極的に進めることで、当社の事業の一段の飛躍を目指してまいりました。

このような現況を踏まえ、当社のニーズを充たす対象となる会社を探していましたが、今般、事業領域の拡大、特にがん疾患領域/希少疾患領域への積極的な進出を目的として、事業内容や疾患領域等に親和性を持つテムリックを、簡易株式交換の手法を使い完全子会社にする 것을検討し決定いたしました。

企業結合日

平成29年1月1日（みなし取得日）

企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、テムリックを株式交換完全子会社とする株式交換

結合後の企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により議決権の100%を取得し、当該企業を完全子会社化したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現時点では確定しておりません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の交換比率

| | 当社 (株式交換完全親会社) | テムリック (株式交換完全子会社) |
|----------|-------------------|----------------------|
| 普通株式交換比率 | 1 | 90 |

(注) 当社は、本株式交換により、テムリックの普通株式1株に対して、新たに発行する当社普通株式90株を割り当て交付いたしました。

株式交換比率の算定方法

本株式交換における株式交換比率の算定については、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及びテムリック双方から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」といいます。）に算定を依頼いたしました。

ブルータスは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所JASDAQグロース市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法により、テムリックの株式価値については、非上場会社であることを勘案し、事業活動による将来の収益力により株式価値を決定するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により算定を行っております。

上記算定に基づく当社1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりであります。

| |
|-------------|
| 株式交換比率の算定結果 |
| 64.72～93.88 |

当社は、上記算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案して、テムリックと協議の上、株式交換比率を決定し、当社の取締役会及びテムリックの取締役においてそれぞれ決議、決定いたしました。

なお、上場廃止となる見込み及びその事由について、該当事項はありません。また、株式会社ブルータス・コンサルティングは、当社及びテムリック双方から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

交付した株式数

479,250株

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等に対する報酬・手数料等 2,450千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 140,198 | 369 | - | 140,568 | 26,842 | 16,497 | 113,725 |
| 工具、器具及び備品 | 394,484 | 60,942 | 3,593 | 451,833 | 316,820 | 57,365 | 135,013 |
| 有形固定資産計 | 534,683 | 61,311 | 3,593 | 592,401 | 343,662 | 73,863 | 248,739 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| 商標権 | 4,749 | 3,894 | - | 8,643 | 3,097 | 655 | 5,546 |
| ソフトウェア | 24,286 | 924 | - | 25,211 | 18,394 | 2,320 | 6,816 |
| その他 | 3,708 | 480 | 3,756 | 431 | - | - | 431 |
| 無形固定資産計 | 32,744 | 5,298 | 3,756 | 34,286 | 21,491 | 2,975 | 12,794 |
| 長期前払費用 | 5,479 | - | - | 5,479 | - | 2,280 | 3,198 |

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | | |
|-----------|---------|--------|--------|
| 工具、器具及び備品 | 増加額(千円) | 創薬研究部門 | 59,695 |
| | 減少額(千円) | 創薬研究部門 | 3,593 |

2. 当期末減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規程により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|-----------|
| 現金 | - |
| 預金 | |
| 普通預金 | 928,227 |
| 定期預金 | 499,590 |
| 小計 | 1,427,817 |
| 合計 | 1,427,817 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------------------|--------|
| Aratana Therapeutics Inc. | 58,265 |
| 合計 | 58,265 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ |
| 72,866 | 750,165 | 764,766 | 58,265 | 92.9 | 32 |

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

| 区分 | 金額(千円) |
|--------|--------|
| 貯蔵品 | |
| 研究用消耗品 | 7,073 |
| その他 | 52 |
| 合計 | 7,125 |

二．前渡金

| 相手先 | 金額(千円) |
|--------------------------------|---------|
| Quotient Clinical Limited | 193,219 |
| CARBOGEN AMCIS AG | 7,390 |
| Albany Molecular Research Inc. | 2,939 |
| Creative Biolabs | 1,038 |
| GenWay Biotech, INC | 649 |
| 合計 | 205,236 |

ホ．投資有価証券

| 区分 | 金額(千円) |
|---------|-----------|
| 株式 | 86,252 |
| 債券 | |
| 国債・地方債等 | - |
| 社債等 | 1,636,542 |
| その他 | 214,589 |
| 合計 | 1,937,383 |

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|
| 事業収益 (千円) | 604,600 | 617,100 | 638,600 | 705,235 |
| 税引前四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (千円) | 92,318 | 237,985 | 544,777 | 722,705 |
| 四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (千円) | 88,778 | 241,751 | 548,770 | 728,117 |
| 1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円) | 4.73 | 12.88 | 29.24 | 38.80 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益金額又は四半 期純損失金額() (円) | 4.73 | 17.61 | 16.36 | 9.56 |

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 3月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 6月30日、12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に記載する方法とする。 公告掲載URL http://www.raqualia.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）平成28年3月31日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月31日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第9期第1四半期）（自平成28年1月1日至平成28年3月31日）平成28年5月13日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）平成28年8月12日東海財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）平成28年11月11日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年10月21日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

平成28年12月26日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成28年5月27日関東財務局長に提出

事業年度（第6期）（自平成25年1月1日至平成25年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成28年5月27日関東財務局長に提出

事業年度（第7期）（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成28年5月27日関東財務局長に提出

事業年度（第8期）（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成28年8月10日東海財務局長に提出

事業年度（第9期）の第1四半期（自平成28年1月1日至平成28年3月31日）に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成28年10月20日東海財務局長に提出

事業年度（第9期）の第2四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

ラクオリア創薬株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、テムリック株式会社を株主交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で同社との間で株式交換契約を締結した。当該契約に基づき、平成29年2月3日付で株式交換の効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラクオリア創薬株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ラクオリア創薬株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社とテムリック株式会社は、平成29年2月3日を効力発生日として、テムリック株式会社を当社の完全子会社とする株式交換を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。